



**2023年度
製・配・販連携協議会
本年度の進捗について
中間報告**

2023年12月20日（水）

製・配・販連携協議会 事務局

（作成：公益財団法人流通経済研究所）

はじめに

- 我が国では、2010年第前半から物流需給が逼迫し、このままではモノがあれど運べないという「物流危機」がすぐそこまで迫ってきていると言われている。
- こうした事態を回避するために、経済産業省と国土交通省は、産官学の関係者で構成される「フィジカルインターネット実現会議」を立ち上げ、そのもとに、消費財サプライチェーンにおけるフィジカルインターネット実現に向けた「フィジカルインターネット実現会議スーパーマーケット等WG」を設置し、2030年に向けたアクションプランを策定した。
- 製・配・販連携協議会では、2022年7月の総会において本アクションプランに対する賛同宣言がなされ、特に優先的に取り組むべき課題である「商流・物流におけるコード体系標準化」「物流資材の標準化および運用検討」「取引透明化に向けた商慣習の見直し」「データの共有の際のルール化」について、それぞれWGを設置し議論を続けてきたところ。
- 本資料は、2023年度製・配・販連携協議会取組の進捗について中間報告として取りまとめたものとなっている。本内容が広く社会に普及することにより、フィジカルインターネット実現に向けた取組が社会全体の動きになる一助となれば幸いである。
- なお、2023年度製・配・販連携協議会の取組は、経済産業省令和5年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業（消費財サプライチェーンにおける商流・物流オペレーション標準化検討）」として実施しており、今後の検討状況によっては内容が変更する可能性があること、また最終の結果は事業報告書の形で公開されること、ご留意いただきたい。

背景

2023年度の組織体制

製配販連携協議会 2022年度の振り返り

- これまでのWG等活動、フィジカルインターネット実現会議に基づき、製・配・販連携協議会としてスーパーマーケット等（加工食品・日用雑貨）アクションプランを実行を推進する。

フィジカルインターネット実現会議

- フィジカルインターネット・ロードマップ：目標年次2040年
- スーパーマーケット等（加工食品・日用雑貨）アクションプラン：目標年次2030年
製・配・販連携協議会や他の会議体で議論されてきた課題を網羅的にまとめる形で作成



2022年度の活動内容

- サプライチェーン全体の最適化を実現するため、フィジカルインターネット・スーパーマーケット等アクションプラン実行。
- 優先課題である「商流・物流におけるコード体系標準化」「物流資材の標準化および運用検討」「取引透明化に向けた商慣習の見直し」「データの共有の際のルール化」について、ワーキンググループを設置し、検討。



2023年度の活動方針

- 2022年度に続き、優先課題である「商流・物流におけるコード体系標準化」「物流資材の標準化および運用検討」「取引透明化に向けた商慣習の見直し」「データの共有の際のルール化」について、ワーキンググループを設置し、検討。

2022年度の取組について

WG②

物理的に運びやすくする

荷物をより運びやすくするために、荷姿を統一した「スマートボックス」の標準検討。

WG③

運びやすくするための商慣習見直し

共同輸配送・共同拠点利用を実現するために、それを妨げるような商慣習の見直しについて検討。
⇒メニュープライシング導入ガイドライン（案）を作成。

WG④

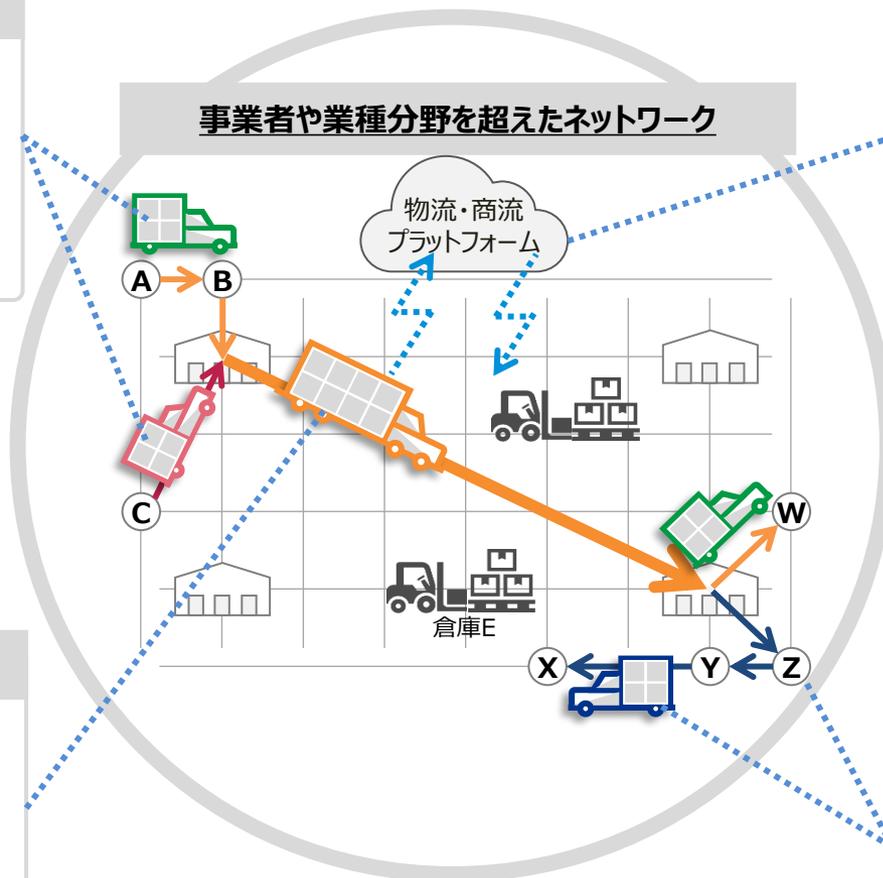
データ利用の際のルール化

共同輸配送・共同拠点利用を実現するために、リアルタイムでのマッチングが必要だが、各社のデータを共有する際のルール化を検討。
(納品情報、配送情報から着手)

WG①

物流インフラ・貨物の見える化

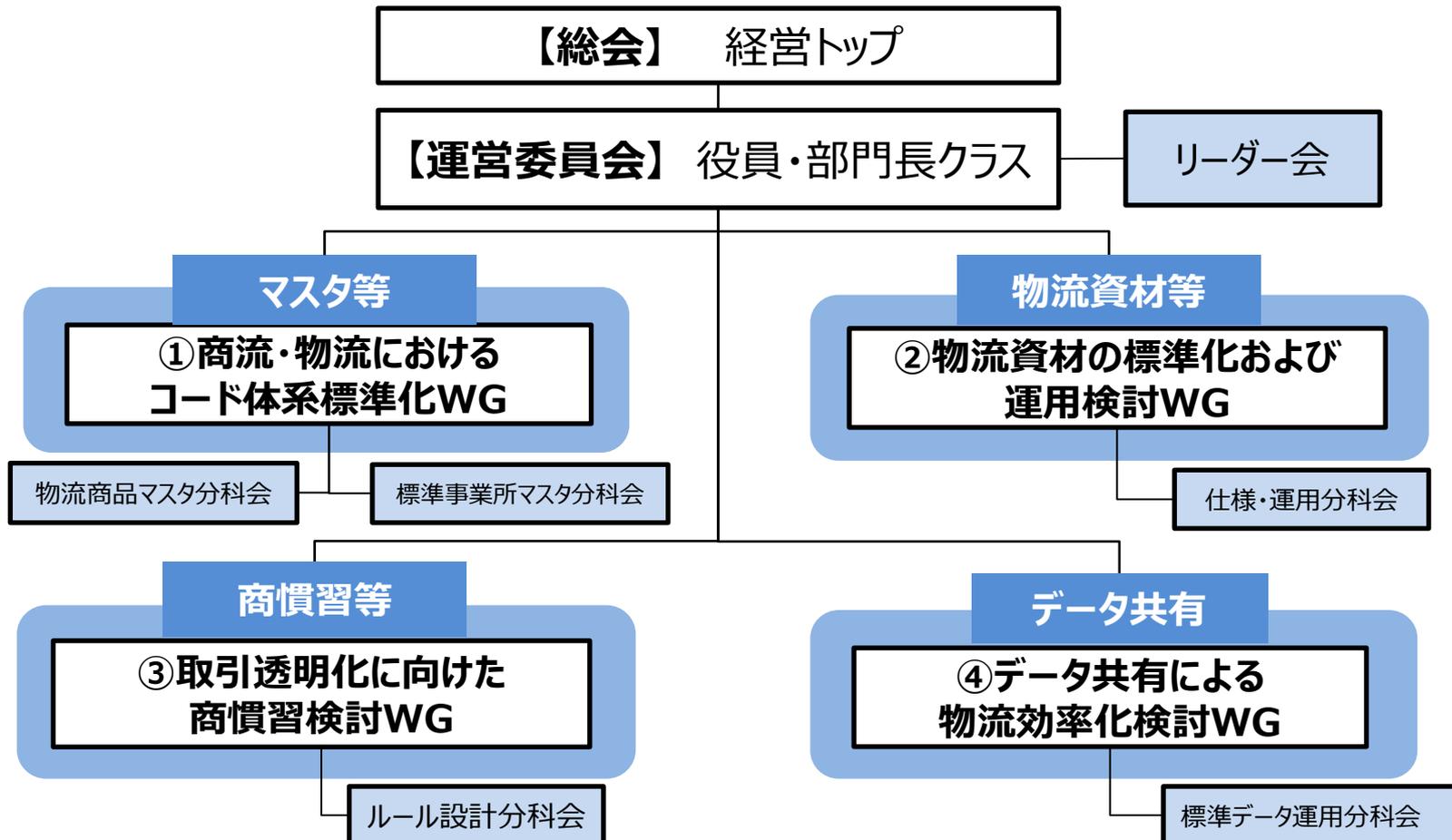
共同輸配送・共同拠点利用を実現するために必要なインフラ・貨物の利用状況の見える化が必要だが、その基本となる、「何を」(商品マスタ)
「どこからどこへ」(事業所マスタ)
識別できるような業界標準のマスタの構築検討。



2023年度 組織体制

- フィジカルインターネット実現に向けたアクションプランを実行するべく、2022年度同様、製・配・販連携協議会に4つのWGにて検討を進める。また、リーダー会を設置し、WG間の整合・調整を図る。
- 各WGには有識者、サービスベンダーなどを含めた詳細を検討する分科会を各WGにそれぞれ設置。

<製・配・販連携協議会におけるWGの設置体制>



今年度のWGスケジュール

- 本年のWG全体会は以下のスケジュールで開催予定。

	第1回	第2回	第3回
①商流・物流におけるコード体系標準化WG	8月9日 10-12時	10月31日 10-12時	1月25日 10-12時
②物流資材の標準化および運用検討WG	8月9日 15-17時	10月31日 15-17時	1月25日 15-17時
③取引透明化に向けた商慣習検討WG	8月30日 10-12時	11月21日 10-12時	2月27日 10-12時
④データ共有による物流効率化検討WG	8月30日 15-17時	11月21日 15-17時	2月27日 15-17時

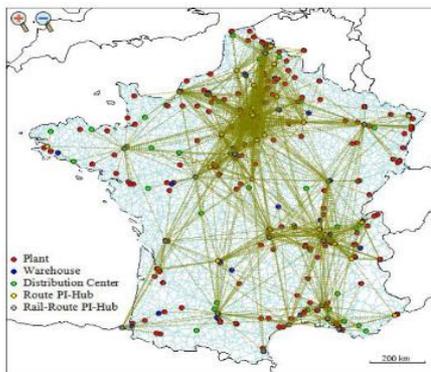
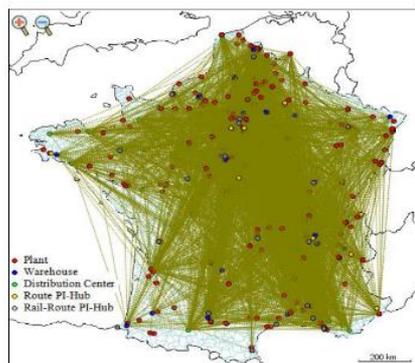
- 分科会については、全体会での検討状況に鑑みて随時設定する。

**① 商流・物流におけるコード体系標準化WG
活動方針と進捗状況**

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG

- フィジカルインターネット実現のキーとなる、何をどこからどこへ運ぶかというオペレーションのうち、「何を」と「どこからどこまで」を識別できるようにデータ化、共有することを目指す。

フィジカルインターネット



課題とWGとの関係

WG①

物流インフラや貨物の
データ化 見える化

左図の「線上を動くもの」
「何」（梱包単位含め）情報
⇒ **商品マスタ**

WG②

（物理的に）
運びやすくする

左図の「点」
「どこ」（経由地、終着地も含め）情
報 ⇒ **事業所マスタ**

WG③

運びやすくするための
商慣習の見直し

等、荷姿ごとにどのようなコード体系で
運用すべきか、そのルール化に向けた
検討する。

WG④

データ利用の際の
ルール化

その上で物流ビジネスが「動く」状態が
作られる必要がある。

【参考】フィジカルインターネット実現に向けたスーパーマーケット等アクションプラン (①商流・物流におけるコード体系標準化WG 該当部分抜粋)

- アクションプランの大項目「物流・商流データプラットフォーム」の中項目「マスタデータ連携・コード体系整理」部分について、「何をどこからどこに運ぶのか」という情報を、グローバル標準であるGS1標準を基本として、**荷姿ごとにどのようなコード体系で運用するべきか、そのルール化を行う。**
- また、「何を」にあたる商品情報のマスタや、「どこからどこへ」にあたる事業所マスタの標準化については特に重要な項目であるため、**業界標準のマスタ構築を視野に入れた議論を進める。**

中項目	小項目	実施主体	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	検討会議体
マスタデータ 連携 ・ コード体系 整理	商品マスタ (GTIN)	メーカー・卸・小売			標準化に向けたプロジェクトの発足・方針合意	プロジェクト内で標準化の合意・運営体制の合意	順次運用開始 (製配販連携協議会メンバー2026年、メンバー外(大企業)2028年 メンバー外(中小企業)2030)						【新設】 商流・物流にお ける コード体系標準化 WG	
	事業所・場所マスタ構築 (GLN等)	メーカー・卸・小売			標準化に向けたプロジェクトの発足・方針合意	運営体制合意・順次運用開始 (製配販連携協議会メンバー2024年、メンバー外(大企業)2026年 メンバー外(中小企業)2030)								
	各種物流コード体系整理 (SSCC、GRAI)	メーカー・卸・小売			各種コード体系の標準化に向けたプロジェクトの発足・方針合意	プロジェクト内で標準化の合意	運用ルールブック作成 順次コード体系の変更 (製配販連携協議会メンバー2025年 メンバー外(大企業)2027年 メンバー外(中小企業)2029年)							

※なお、荷物を識別する等の各種物流コードについては、WG④データ共有による物流効率化検討WGにて、納品伝票の電子化のルールメイキングと併せて検討することとする。

①商流・物流におけるコード体系標準化WG – 検討体制

■ WG全体会・分科会は、メンバー候補・役割は次の通り。

区分	メンバー	役割
WG全体会	・製・配・販連携協議会加盟企業の実務責任者（任意） ・テーマに関係する事業者・専門家	分科会より上がってきた詳細運用案について、利用者側の立場から意見等行う。
物流商品マスタ分科会	<商品マスタデータプール事業者> ジャパン・インフォレックス、プラネット GS1 JAPAN	フィジカルインターネット実現のために必要な基本項目の定義、及びGS1 JAPANの産業横断レジストリを使った一括取得のためのシステムについて、データプール事業者等の実務者を中心にその詳細を検討し、WG全体会にて案を提示する。
標準事業所マスタ分科会	<取引先データプール事業者> ファイネット、プラネット GS1 JAPAN	業界VANの取引先マスタメンテナンスの効率化と標準事業所マスタのメンテナンス方法、運用体制等を集中討議。 議論した内容をもとに、WG全体会に案を提示する。

※2023年11月末時点

①商流・物流におけるコード体系標準化WG – 検討内容

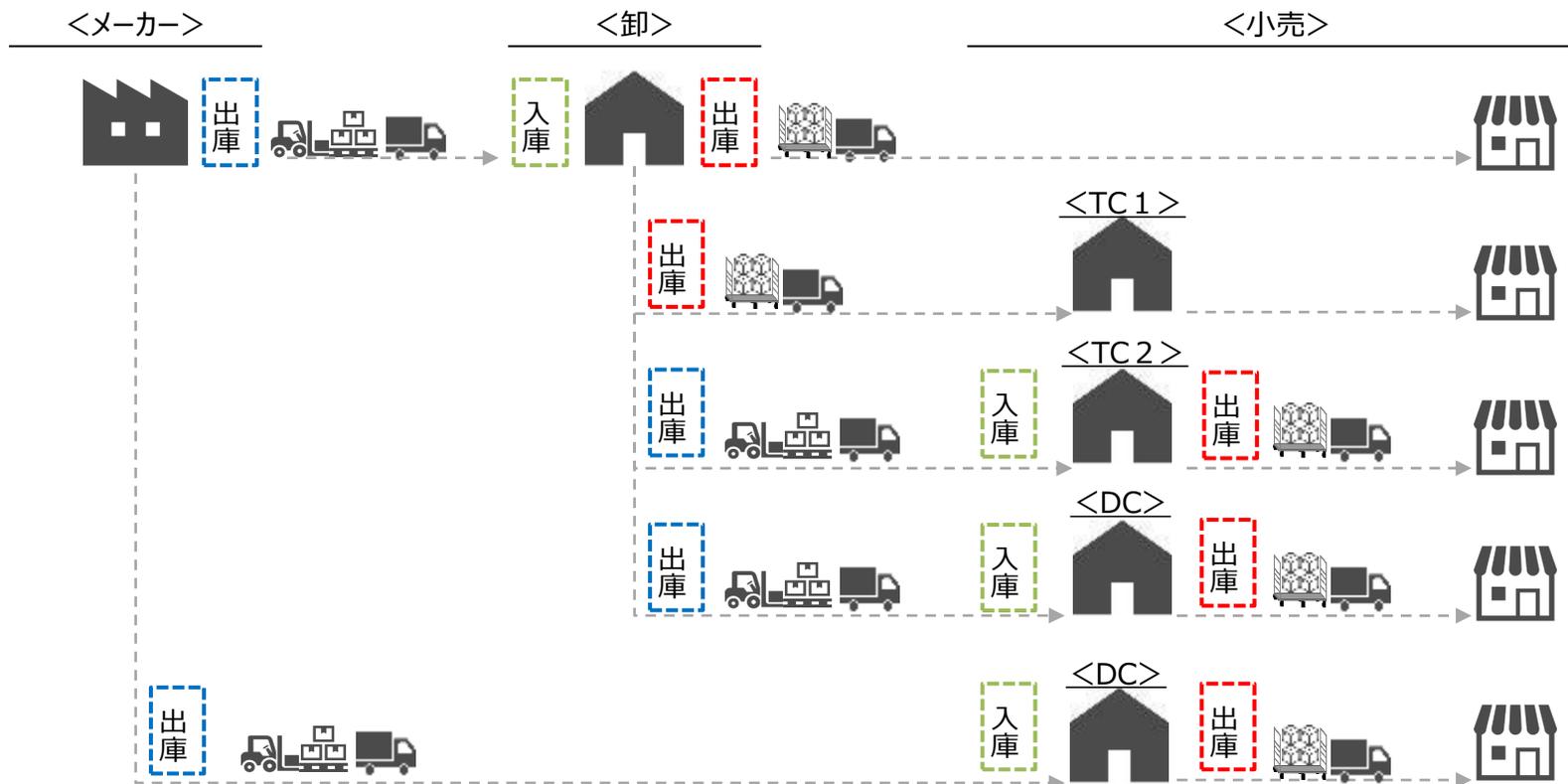
■ 本年の検討項目・内容は、以下の通り。

検討項目		検討内容
物流商品 マスタ	利用実態の 把握	ユーザーである卸売業等が物流商品マスタ情報をどのように登録・利用しているのかを明らかにする。
	PI基本項目の 定義整理 PI基本項目決定	PI基本項目について、各業界DBが保有する項目との整合性やメンテナンス状況を確認したうえで、項目内容を定義し、PI基本項目の決定を行う。
	データ連携方法の 検討	GS1 JAPAN産業横断レジストリーを活用したPI基本項目のデータ連携方法について検討し、とりまとめを行う。
標準事業 所マスタ	プロトタイプ構築検 討	製・配・販連携協議会会員各社の拠点情報を収集し、昨年度とりまとめた「標準事業所コードの付番方法」に則りプロトタイプ構築を検討する。
	登録・運用方法の 検討	標準事業者コードの登録・運用方法について、荷主企業・物流事業者・業界DB間での運用方法を検討する。

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【物流商品マスタ】物流に関する商品情報が共有されることによる期待効果(主に物流面)

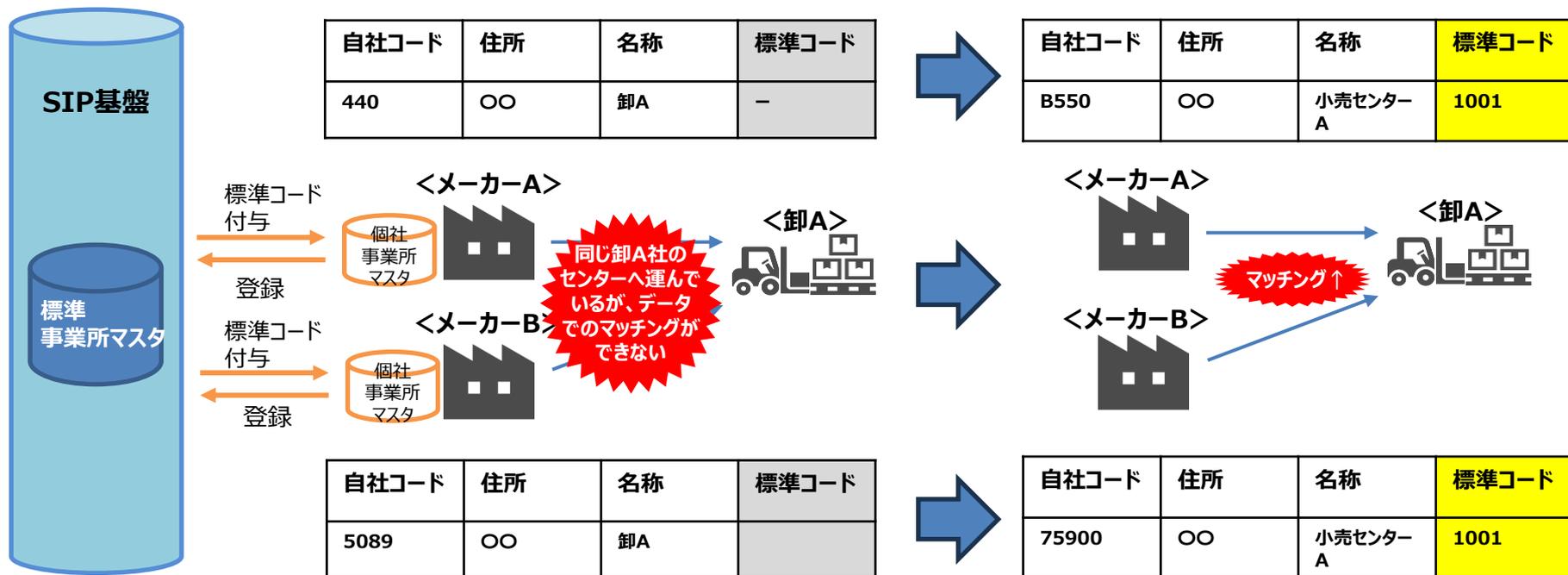
- 出庫** 事前の効率的な積み合わせ、正確な積載容積の見える化による共同物流の可能性Up
- 入庫** 事前の入荷、保管作業の予測精度精緻化による効率化
- 出庫** ピッキング計画の精緻化による高積載化
正確な積載容積の見える化による共同物流の可能性Up



① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒ 物流標準事業所マスタの意義

- 事業所の情報については、現在各社独自のコードで管理されており、データで一意的に識別することが困難であり、デジタル技術を活用した共同輸配送マッチングを行うことができない状況。
- 一方で、現在自社コード体系で運営されているものを、別のコード体系に置き換えることは困難を伴う。
- そのため、デジタル技術を活用した共同輸配送マッチングを行うためには、荷主、物流事業者が「場所を一意的に識別」でき、かつ各社のシステムやコード体系を変更することなく実現することが重要。
- SIP基盤を活用して、各プレイヤーが登録した拠点情報を基盤側で名寄せし、標準のコードを整備。各社のマスタとのコンバートテーブルを提供することで、荷主各社および物流事業者が同じコードで同じ拠点を一意的に識別することによって、共配等のマッチング向上を目指す。



① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒WG間の連携による相乗効果

輸配送状況のデジタル化・データによる共同輸配送のマッチング精度UP

共同輸配送のマッチングの精度向上

「いつ」、「どこからどこまで」、「何を」、「どの程度」運ぶのか、データ化、見える化がなされることで、データドリブンの共同輸配送のマッチングが可能となり、マッチング精度が向上する。データドリブンでマッチングを行うため、今までマッチングのきっかけがなかったプレイヤー同士を結び付ける可能性も高まると想定される。

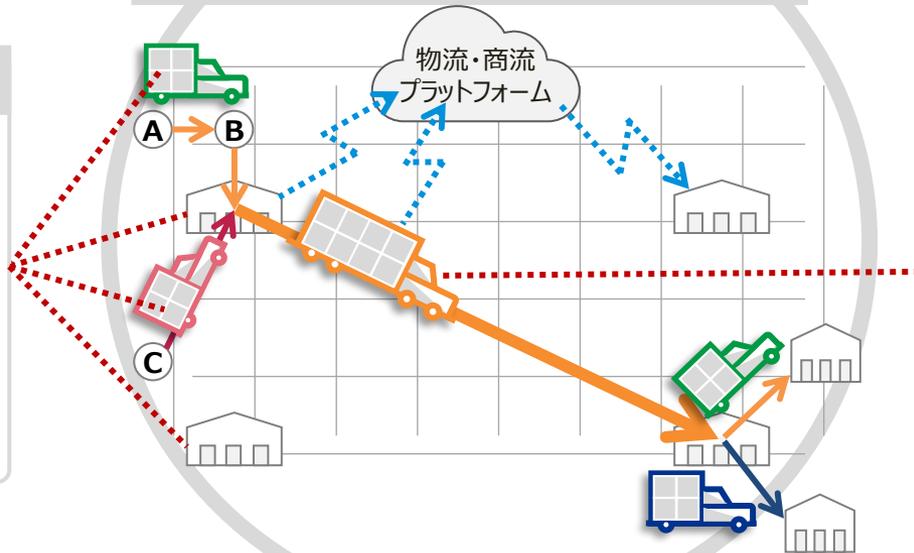
WG①

物流インフラ・貨物の見える化

「何を」(商品マスタ)
「どこからどこへ」(事業所マスタ)

が識別できるようになると、入出荷時に正確な積載容積が見える化され、配送先を共通言語で語るができるようになる。

事業者や業種分野を超えた共同輸配送



WG④

納品情報の見える化

納品伝票の電子化

することで、何をどこからどこまでどの程度の物量を運ぶのか可視化される。

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【物流商品マスタ】 現状把握のためのアンケート実施

- 昨年度作成したPI基本項目について、項目の過不足や現在どのように物流にまつわる商品の情報を取得しているのか等、把握するためのアンケートを実施。PI基本項目の選定と定義確定の一助とする。

PI基本項目についてのアンケート

締め切り8月25日

<PI基本項目について>

- ・ 昨年度とりまとめたPI基本項目（案）について、普段の物流業務に必要な項目が足りていますか？
また、足りない項目があれば合わせてご記載ください。

() 足りている
() 不足している
不足している項目を記載 ()

<物流商品情報の取得方法と業界DB>

- ・ 物流業務に必要な商品の情報をどのように入手しているか？ お答えください。（複数回答可）
(商品名・規格などの商品基本情報について)

() JII,プラネットなどの業界DBを利用 (DB名：)
() メーカーから入手
() その他 (具体的に記載：)

(サイズ、重量などの物流情報について)

() 自社で計測
・バラ ()
・ボール ()
・ケース ()
() DB業社のデータを利用 (DB名：)
その場合、実寸との差はありますか？
() ほとんどない
() ある
どのような情報に差がありますか？
(例：一定のメーカーの商品)
() DB業者と自社計測の併用 (DB名：)
その場合、DB業者のどのような情報をお使いになっていますか？
(例：バラのサイズ・重量のみDB利用、DB業者の項目をベースとして入荷の際にエラーが出た場合計測する等々)

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【物流商品マスタ】PI基本項目（案）

- アンケート内容を踏まえ、PI基本項目は以下項目で整理。

項目名
単品
単品 (JAN) GTIN-13
自社商品コード
商品名 (漢字)
商品名 (カナ)
商品名 (短)
商品名 (長)
ブランド名
GS1事業者コード (メーカー名)
事業者名
JICFS分類
内容量
重量
サイズ-幅
サイズ-高さ
サイズ-奥行き
商品発売開始日
販売終了日
情報公開可能日
品質保証期間値
保存時温度帯区分

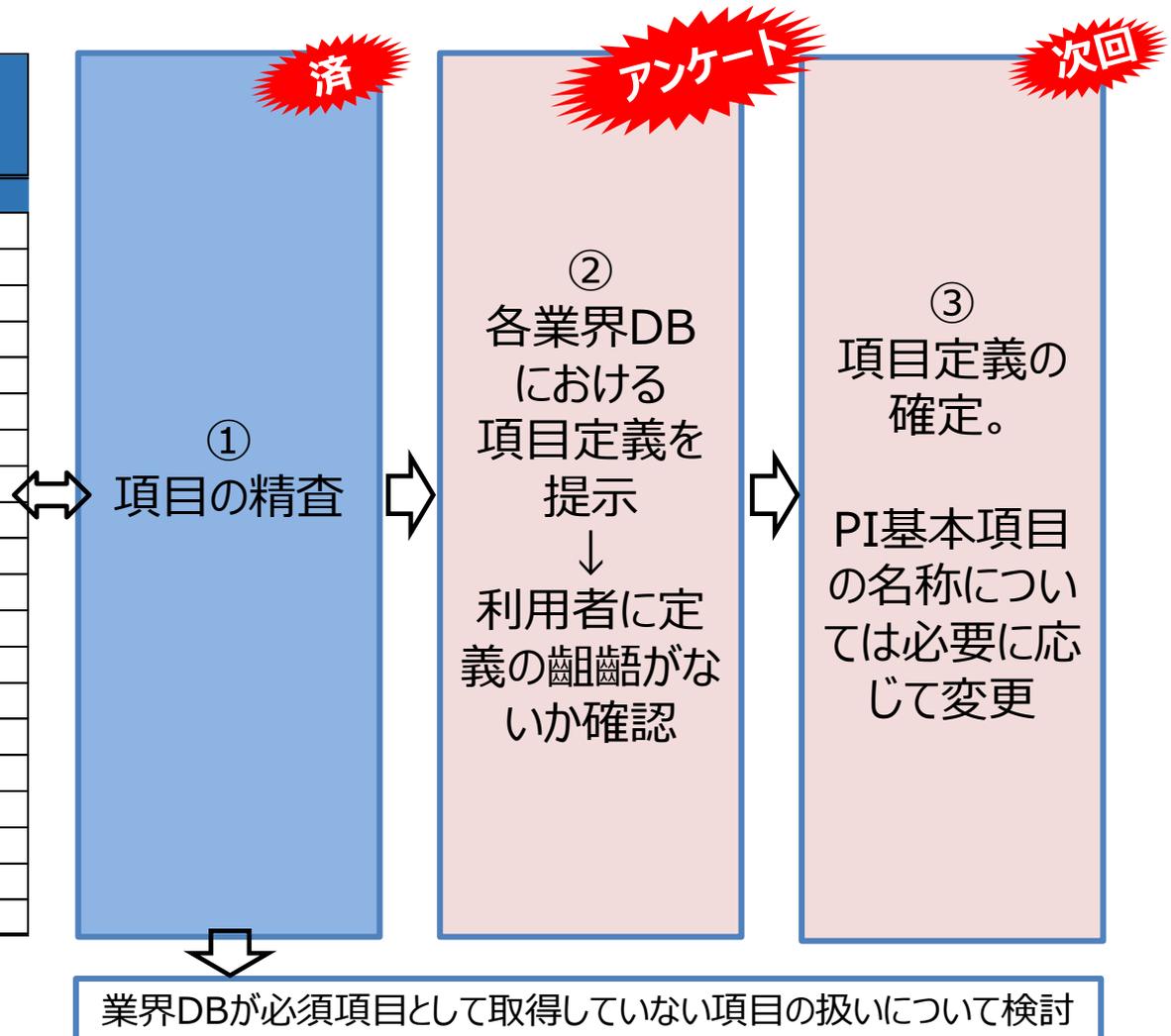
項目名
外箱 (ケース)
外箱 (ケース) ITF GTIN-14
入数
外箱品名
重量
容積 (容量)
サイズ-幅 (横)
サイズ-高さ
サイズ-奥行き (縦)
内箱 (ボール)
内箱 (ボール) ITF GTIN-14
入数
内箱品名
重量
容積 (容量)
サイズ-幅 (横)
サイズ-高さ
サイズ-奥行き (縦)

項目名
パレット (正パレ積みつけ)
入数 (外箱ケース数)
重量
容積 (容量)
サイズ-幅 (横)
サイズ-高さ
サイズ-奥行き (縦)
パレット段数 (正パレ時積みつけ段数)
パレット重量 (正パレ時総重量)
パレットはい積数 (1段当たり積み付けケース数)

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況
 ⇒【物流商品マスタ】PI基本項目 今後の進め方について

<PI基本項目>

項目名
単品
単品 (JAN) GTIN-13
自社商品コード
商品名 (漢字)
商品名 (カナ)
商品名 (短)
商品名 (長)
ブランド名
GS1事業者コード(メーカー名)
事業者名
JICFS分類
内容量
重量
サイズ-幅
サイズ-高さ
サイズ-奥行き
商品発売開始日
販売終了日
情報公開可能日
品質保証期間値
保存時温度帯区分



①商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】プロトタイプ構築の実証のため自社拠点の拠出依頼

- 標準事業者マスタのプロトタイプを構築する実証のために、各社の自社拠点データを以下フォーマットにて提出依頼。
- 提出いただいたデータ、及び業界取引先マスタとの関係性の整理等を通じて標準事業所マスタの在り方を検討する。
- お預かりしたデータを解析して、場所を一意に識別するために拠点の電話番号が重要なキーになることがわかり、再度電話番号を追加した形で依頼。

<標準事業所マスタ プロトタイプ実証 データ依頼フォーマット>

項目	概要	項目の説明	(回答例) 卸売業 ※自社運営の汎用物流センターの場合
提出企業法人名	法人名	ご回答者ご自身の企業名をすべての行にご記載ください。 ※前株・後株は記載不要	〇〇物産
事業所コード	物流拠点に付番している自社コード	支店・営業所・物流センターを識別するために自社で付番している管理用のコードをご記載ください。	xxxx
事業所名称	物流拠点の漢字名称	支店・営業所・物流センターを識別するために 自社で付与している 管理用の名称を漢字でご記載ください。	首都圏RDC
事業所所在地	物流拠点の住所	支店・営業所・物流センターの住所をご記載ください。 ※都道府県はじまりで記載ください。	神奈川県川崎市川崎区〇〇X-XX-X
事業所郵便番号	物流拠点の郵便番号	支店・営業所・物流センターの郵便番号をご記載ください。 ※ハイフンなしで記載ください。	210xxxx
事業所電話番号	物流拠点の電話番号	物流拠点の電話番号をご記載ください。 ※ハイフンなしで記載ください。	03xxxxxxxx
運営事業者法人名	物流業務を委託する事業者の法人名。 自社運営の場合は、自社法人名。	支店・営業所・物流センターについて、その拠点を運営している企業名をご記載ください。 ※前株・後株は記載不要	〇〇物産
運営事業者が掲示する拠点名称	運営事業者による拠点の正式名称	支店・営業所・物流センターについて、 その拠点を運営している企業が付与している 名称をご記載ください。	首都圏常温RDC
(業界コード) 業界VANの取引先コード	業界VANの取引先コード	支店・営業所・物流センターが業界VANに登録されている場合は、取引先コードをご記載ください。	14xxxxxx
(業界コード) GS1の事業所コード	GS1の事業所コード (GLN)	支店・営業所・物流センターにGS1の事業所コード (GLN) が付与されている場合は、そのコードをご記載ください。	49xxxxxxxxxxx

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】 場所を一意に識別するコードの付番ルール

■ 物流標準事業所マスタ：コード付番方法の整理

- 物流拠点を一意に識別するには、拠点運営者（業務委託先）を標準コードを付番するのが適当。
- 製・配・販の物流拠点を想定すると、物流標準事業所コードの付番方法は下表のように整理できる。

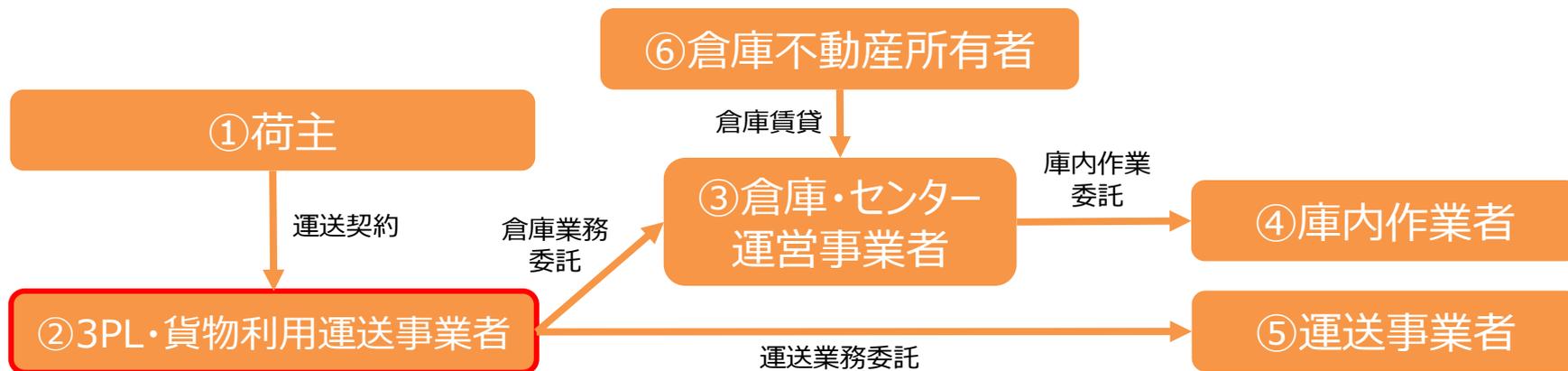
種類	荷主 (商品所有者)	拠点運営者 (業務委託先)	標準事業所コードの付番方法	想定される事例
メーカー 物流拠点	メーカー	メーカー	メーカー法人番号 + 拠点番号	メーカーの自社工場・自社倉庫など
	メーカー	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	メーカーが営業倉庫に保管を委託する場合など
卸売業 物流拠点	卸売業	卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業の自社汎用センターなど
	卸売業	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	卸売業が営業倉庫に在庫保管を委託する場合など
小売業 物流拠点	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を自ら行う場合
	小売業	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を倉庫業等に委託する場合
	仕入先 卸売業等	小売業（貨物利用 運送業等）	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が物流センターフィーを受け取り、貨物利用運送業として仕入先からセンター運営・店舗配送業務を委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者としての 卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業が小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	3PLが小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
小売業 店舗	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が運営するチェーン店舗

①商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】 物流拠点に関わる各種主体の整理



種別	説明
①荷主	貨物の輸送を委託する事業者。物流拠点における在庫所有者。
②3PL・貨物利用運送事業者	①の委託により、一連の運送ないし保管を手配する事業者。
③倉庫・センター運営事業者	①②の委託により、倉庫・センター内での業務を統括し責任をもつ事業者。
④庫内作業	③の委託により、庫内作業を実施する事業者。
⑤運送事業者	①②③の委託により、拠点から着荷主への実運送を担う事業者。
⑥倉庫不動産所有者	倉庫・センターの建屋を不動産として所有し、③に賃貸する事業者。



① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

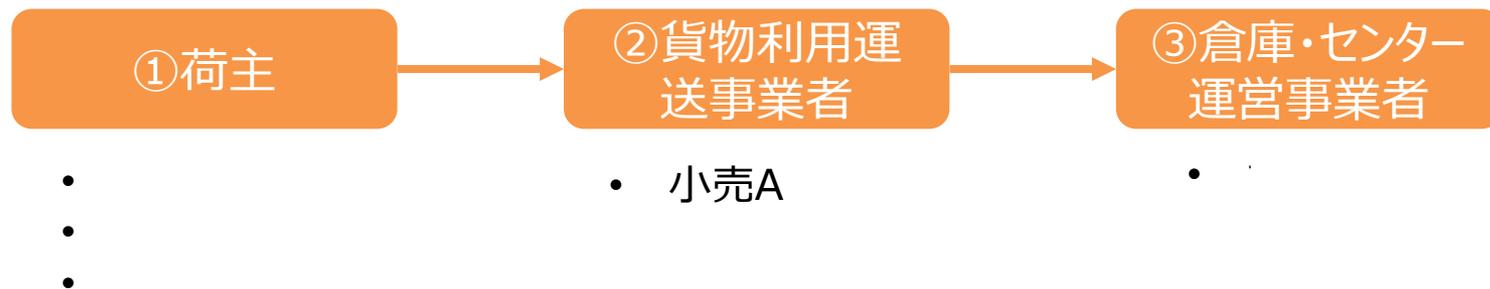
⇒【標準事業所マスタ】 小売業専用センター：小売業が物流業務を委託される場合

種類	荷主 (商品所有者)	拠点運営者 (業務委託先)	標準事業所コードの付番方法	想定される事例
メーカー 物流拠点	メーカー	メーカー	メーカー法人番号 + 拠点番号	メーカーの自社工場・自社倉庫など
	メーカー	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	メーカーが営業倉庫に保管を委託する場合など
卸売業 物流拠点	卸売業	卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業の自社汎用センターなど
	卸売業	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	卸売業が営業倉庫に在庫保管を委託する場合など
小売業 物流拠点	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を自ら行う場合
	小売業	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を倉庫業等に委託する場合
	仕入先 卸売業等	小売業（貨物利用 運送業等）	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が物流センターフィーを受け取り、貨物利用運送業として仕入先からセンター運営・店舗配送業務を委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者としての 卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業が小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	3PLが小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
小売業 店舗	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が運営するチェーン店舗

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】 小売業専用センター：小売業が物流業務を委託される場合

業種	企業	データ元による事業所名称	登録住所	郵便番号	運営事業者名	運営事業者による拠点名称	業界VAN番号
卸売業	卸A	小売Aセンター(基山デポ)	佐賀県三養基郡基山町園部3177-14	8410203	卸A	小売Aセンター(基山デポ)	-
卸売業	卸B	佐賀小売A物流C	佐賀県三養基郡基山町大字園部字長浦3177-14	8410203	卸D		-
卸売業	卸C	卸Cゆめタウン九州センター	三養基郡基山町園部長浦3177-14	8410203			41521141
小売業	小売A	小売A九州ドライセンター	佐賀県三養基郡基山町大字園部字長浦3177番地14	8410203	卸D	卸D物流佐賀支店SM共配課基山共配係	-



<物流標準事業所コードの付番方法>

○小売A法人番号 + 拠点番号

① 商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】 小売業専用センター：卸売業等が物流業務を直接委託される場合

種類	荷主 (商品所有者)	拠点運営者 (業務委託先)	標準事業所コードの付番方法	想定される事例
メーカー 物流拠点	メーカー	メーカー	メーカー法人番号 + 拠点番号	メーカーの自社工場・自社倉庫など
	メーカー	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	メーカーが営業倉庫に保管を委託する場合など
卸売業 物流拠点	卸売業	卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業の自社汎用センターなど
	卸売業	物流事業者 (倉庫業等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	卸売業が営業倉庫に在庫保管を委託する場合など
小売業 物流拠点	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を自ら行う場合
	小売業	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	小売業がPB商品の保管業務を倉庫業等に委託する場合
	仕入先 卸売業等	小売業（貨物利用 運送業等）	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が物流センターフィーを受け取り、貨物利用運送業として仕入先からセンター運営・店舗配送業務を委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者としての 卸売業	卸売業法人番号 + 拠点番号	卸売業が小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
	仕入先 卸売業等	物流事業者 (3PL等)	物流事業者法人番号 + 拠点番号	3PLが小売業仕入先（帳合卸）からセンター運営・店舗配送業務を直接委託される場合
小売業 店舗	小売業	小売業	小売業法人番号 + 拠点番号	小売業が運営するチェーン店舗

①商流・物流におけるコード体系標準化WG 進捗状況

⇒【標準事業所マスタ】 小売業専用センター：卸売業等が物流業務を直接委託される場合

業種	企業	データ元による事業所名称	登録住所	郵便番号	運営事業者名	運営事業者による拠点名称	業界VAN番号
卸売業	卸A	小売B相模原IDC	神奈川県相模原市清新8-20-12	2291116	卸D	仙台物流センター	
卸売業	卸B	小売B相模原加食共配センター	神奈川県相模原市清新8-20-12	2520216			14281420
卸売業	卸C	小売B相模原C	神奈川県相模原市清新8-20-12	2291116	卸D		
小売業	小売B	相模原IDC	神奈川県相模原市中央区清新8-20-12	2291116	卸D	ロジスティクス本部ロジスティクス運営部東日本運営第1課 相模原IDC	
卸売業	卸D	小売B相模原IDC	神奈川県相模原市中央区清新8-20-12	2291116	卸D	小売B相模原IDC	

①荷主

-
-
-
-

③倉庫・センター
運営事業者

- 卸D

<物流標準事業所コードの付番方法>

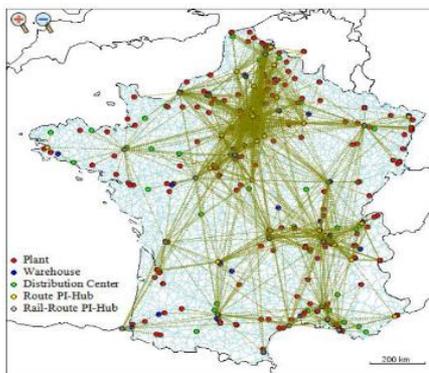
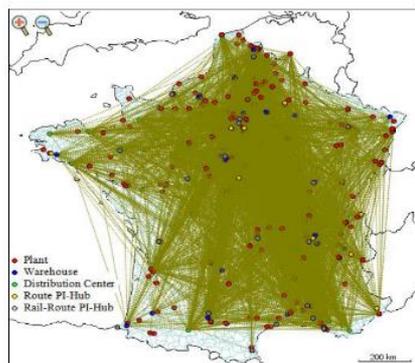
○卸D 法人番号 + 拠点番号

②物流資材の標準化および運用検討WG 活動方針と進捗状況

② 物流資材の標準化および運用検討WG

- フィジカルインターネット実現のキーとなる、コンテナ（スマートボックス）について、RFID付きスマートボックスの国内標準や活用のためのルールについて検討する。

フィジカルインターネット



課題とWGとの関係

WG①

物流インフラや貨物の
データ化 見える化

WG②

(物理的に)
運びやすくする

WG③

運びやすくするための
商慣習の見直し

WG④

データ利用の際の
ルール化

左図の実現に向けて、荷物をより運びやすくするために

・RFID付きコンテナ
(スマートボックス)の国内標準

・スマートボックスの活用、運用ルール

について、検討を行う。

【参考】フィジカルインターネット実現に向けたスーパーマーケット等アクションプラン (物流資材の標準化および運用検討WG 該当部分抜粋)

- アクションプランの大項目「水平連携（標準化・シェアリング）」の中項目「ユニットロードの標準化」について、パレット標準化推進分科会等の先行検討会の内容を踏襲しながら、**パレット、コンテナ、カゴ台車等の物流資材の形状やサイズの標準化を進める。**
- また、標準化を進めることによって自社所有からレンタル利用に切り替わる際の、コスト負担のルール化も含めた**レンタル物流資材の運用方法について検討を行う。**

中項目	小項目	実施主体	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	検討会議体
ユニットロードの標準化	ケースの標準化	外装表示の標準化 (加工食品物流標準化研究会 内容踏襲)	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意	社内外の関係者との共有と合意	・外装表示の変更が可能な商品から随時実施 ・外装表示変更完了（製配販連携協議会 メンバー2024年 メンバー外2025年）								【新設】 物流資材の標準化 および運用検討 WG
		外装サイズの標準化 (加工食品物流標準化研究会 内容踏襲)	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意	社内外の関係者との共有と合意	・外装サイズの変更が可能な商品から随時実施 ・外装サイズ変更完了（製配販連携協議会 メンバー2025年 メンバー外2026年）								
	パレットの標準化	パレットサイズの標準化 (加工食品物流標準化研究会/ パレット標準化推進分科会内容踏襲)	事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意 ※パレット分科会の動向を踏まえる	社内外の関係者と合意 ※パレット分科会の動向を踏まえる	・合意されたパレットに順次変更 ・標準パレット導入完了（2025年）								
		カゴ車その他の標準化	卸・小売		事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意	・順次標準カゴ車へ変更 ・変更完了（2027年）							
	コンテナ・クレートの標準化	クレート標準化	卸・小売		事業者間の連携による標準化に向けたプロジェクトの発足	プロジェクト内で標準化の合意	・順次標準クレートへ変更 ・変更完了（2027年）							
		コンテナ（スマートボックス）の標準化・活用	全体			・スマートボックス検討のためのプロジェクト発足（製配販連携協議会メンバー） ・標準化、運用ルール検討	・順次標準スマートボックスへ変更 ・変更完了（2030年）							
	物流資材マネジメント	RFIDの活用による物流資材・荷物管理	全体		・実証実験を通じて有用性の確認 ・導入に向けてのルール化	社内外の関係者との共有と合意	標準の物流資材を導入するタイミングで、RFIDも搭載							
		物流資材のレンタル共同システムの活用	全体			物流資材共有のためのルール検討	・順次標準のレンタル物流資材に変更 ・変更完了（2027年）							

②物流資材の標準化および運用検討WG－ 検討体制

■ WG全体会・分科会は、メンバー候補・役割は次の通り。

区分	メンバー	役割
WG全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・製・配・販連携協議会加盟企業の実務責任者（任意） ・テーマに関係する事業者・専門家 	分科会より上がってきたスマートボックスの仕様案、及びスマートボックスの運用案について、利用者側の立場から意見等行う。
仕様・運用分科会	<p><製・配・販連携協議会> WG②の座長企業</p> <p><容器メーカー> 岐阜プラスチック工業</p> <p><物流資材レンタル各社> 日本パレットレンタル、三甲リース、UPR</p> <p><その他> GS1 JAPAN</p>	<p>スマートボックスのサイズ、強度、要件等々の仕様の詳細をとりまとめる。その際に、規格化までを想定した詳細を容器メーカー等交えて検討を行い、その規格のライセンス保持者についても検討する。</p> <p>また、現状の物流資材レンタル各社も交え、レンタル各社が本市場に参加ができることを担保しつつ、スマートボックスを一元管理するための運用方法、システム、費用等を検討する。</p> <p>上記を検討の上、WG全体会に案を提示する。</p>

※2023年11月末時点

②物流資材の標準化および運用検討WG – 検討内容

■ 本年の検討項目・内容は、以下の通り。

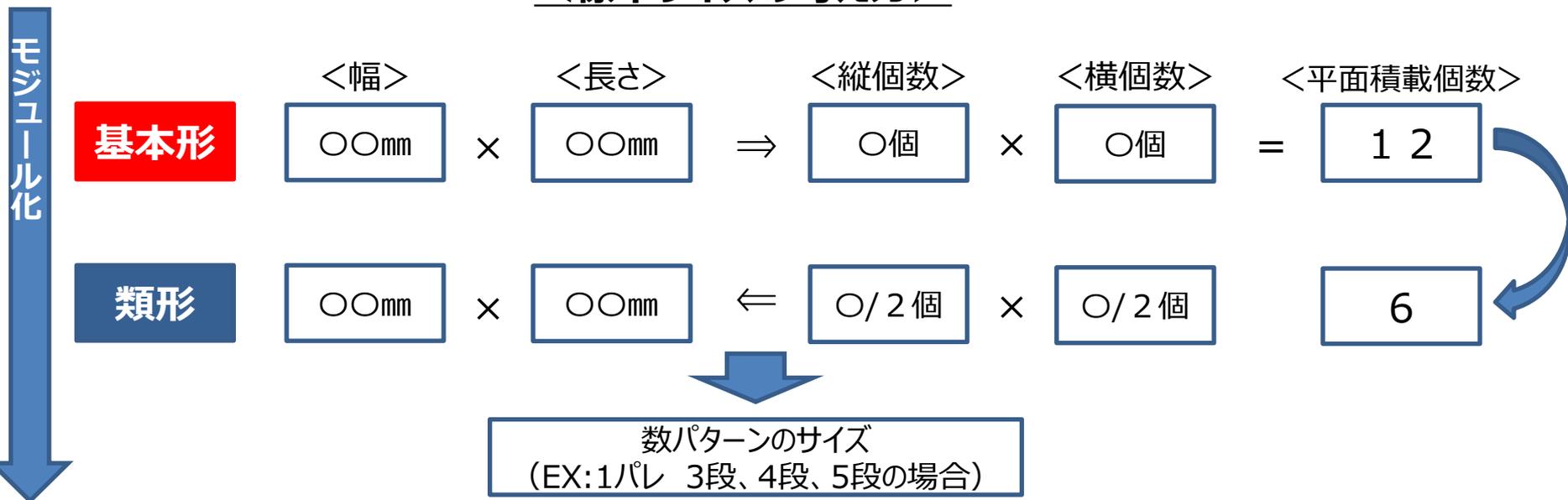
検討項目		検討内容
スマートボックス	サイズ・仕様の検討	令和4年度事業で合意した底面サイズをもとに、高さのバリエーションや強度等の詳細仕様を検討し、とりまとめる
	運用方法の検討	令和4年度事業で合意した、スマートボックスの一元管理ができるような運用体制を実現するために、具体的な体制や運用方法について検討し、とりまとめる。
	データ管理	スマートボックスの個体識別番号:GRAIのデータ管理のあり方について、パレットID、製品IDとの関係も含め、検討・整理する。

②物流資材の標準化および運用検討WG

【参考】2022年度資料より 標準サイズの考え方

- 既存のマテハンとの適合性と様々な商品サイズの格納の両立を実現するために、**既存パレット、オリコンから底面積を決め、高さのバリエーションを何パターンか持たせる**ことが望ましい
- T11を想定した場合、2段積みすることを前提とすると、パレタイズド貨物の基本スケール（パレット高含む）は、平面1100×1100×高さ1100。この分割系列がサイズの候補となると考えられる。

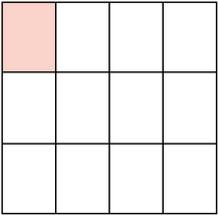
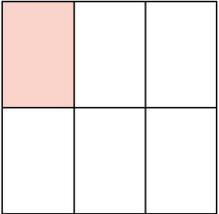
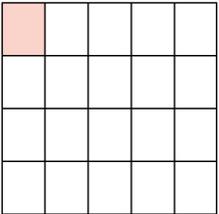
<標準サイズの考え方>



② 物流資材の標準化および運用検討WG

【参考】2022年度資料より スマートボックスの標準サイズ 基本形 平面サイズ（案）

- ドイツの取組から考えると、小分けをする商品群から優先して検討。
- 既存のマテハンとの適合性を考えると、主にサプライチェーンの川下で使われているオリコンの底面積かつ小分けをする商品群で利用されているT11型パレットに適合する 1、および、その倍のサイズである 2 が標準サイズの候補となる。

	パレット サイズ	パレット サイズ	縦 個数	横 個数	サイズ (幅)	サイズ (長さ)	ポイント	T11パレット 積み付けイメージ
1	1100	1100	4	3	275 (265)	366	センター～小売店舗で汎用的に使われている40Lオリコンの半分のサイズ。	
2	1100	1100	3	2	366	550 (530)	1のサイズの倍のもの。センター～小売店舗で多く使われているサイズ。	
3	1100	1100	5	4	220	275	加工食品分野における外装サイズガイドラインにて検討されたサイズ。	

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒サイズ（案）検討

- 先行している事例、およびサプライチェーンでの活用度等を加味して、一旦は下記4つを標準とする。
- 今後業界全体で必要なサイズが発生した場合は、都度検討することとする。

	サイズ (幅)	サイズ (長さ)	高さ	コメント	T11パレット 積み付けイメージ
1	275	366	369	大手日雑メーカーが大型パウチを入れて使い始めている。 店頭にて陳列にも活用	
2	275	366	325	既存の50Lオリコンの高さを参考とし、既存50Lオリコンの半分のサイズ	
3	275	366	272	既存の40Lオリコンの高さを参考とし、既存の40Lオリコンの半分のサイズ	
4	366	550	369		
5	366	550	325	既存の50Lオリコン相当	
6	366	550	272	既存の40Lオリコン相当	

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用パターン（案）の検討

- ご意見を踏まえて、運用パターン（案）をまとめた。

	ライセンス	認証	容器生産	レンタル事業者	管理システム	回収・洗浄
案	第三者団体	ライセンス保持団体 認証はアウトソース	認証を満たせば参入可	(参入条件を満たせば) 参入可	共通の受払システム利用	レンタル各社の共同回収 ないしは1社による回収

<利用者側の視点①>

標準のスマートボックスが乱立することを防ぐために、ライセンスは第三者団体が保持し、ガバナンスをきかせることが重要。

<利用者側の視点②>

公正な競争を促すために、レンタル事業者は参入条件を満たせば参入可能とする。

<利用者側の視点③>

受払と回収がバラバラの組織で実施されるとオペレーションが煩雑になるため、受払システムは共通のもの（ないしは各社のデータ連携）回収は一括での回収が望ましい。

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用に伴う前提事項（案）

■ スマートボックス全般について

- ✓ 現在議論をしているスマートボックスの想定ターゲット

想定カテゴリー：日用消費財（加工食品、日用雑貨品）⇒ 順次カテゴリー拡張

対象アイテム：バラピッキングを行うカテゴリー ⇒ 順次ケースピッキングカテゴリーへ

- ✓ 積載方法

標準のスマートボックスは、既存のパレットやカゴ車等に適合した底面積を想定しているが、高さはバリエーションを持たせることを想定しているため、積載方法は基本的には「棒積み」を想定する。

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用に伴う前提事項（案）

■ スマートボックスのライセンス・認証について

- ✓ ライセンスは第三者団体が保持することとし、容器会社、レンタル会社、ユーザー等そのライセンスを保持しない形を想定。
- ✓ 第三者団体は、既存の団体に委託、ないしは本件のライセンス保持、認証を目的とした団体を立ち上げる方向で整理。
- ✓ 第三者団体は、容器メーカー、レンタル事業者、利用者等を会員とし、利用権のある通常会員と、標準に対してチェンジリクエスト権を有する会員とに分けて運営を想定。
- ✓ スマートボックスの認証については、第三者団体の指定する特定の事業者へ委託を想定。容器メーカーが認証を受け、認証を受けたスマートボックスをレンタル事業者が利用する。
- ✓ 認定されたボックスについては、レンタル事業者または第三者団体のGS1事業者コードを用いることとし、レンタル事業者は新たなボックスを導入する際は、第三者団体にボックスのGRAI番号を届け出ることとする。
- ✓ スマートボックスに新たなニーズが発生した場合、チェンジリクエスト権を有する会員より提起し、第三者団体にて議論をする。なお、標準に変更を加える場合、個社のニーズではなく、業界全体の視点から変更が必要かどうかを検討することとする。

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用に伴う前提事項（案）

■ スマートボックスのレンタルについて

- ✓ 参入条件を満たせばどのプレイヤーでも参入することは可能とする。

- ✓ レンタル事業者は第三者団体にライセンス使用料を支払うこととし、第三者団体は、この費用をもとに、スマートボックスに関する各種標準化、普及活動を行うものとする。

- ✓ 参入条件は、
 - ✓ 参入の際に、認証を受けた容器メーカーより標準に適合したスマートボックスを活用すること
 - ✓ 標準のライセンスを保持する第三者団体に、レンタルするスマートボックスのGRAIを届出を行い、その番号でスマートボックスを識別し、レンタル事業を行うこと
 - ✓ 共通の受払システムを利用すること
 - ✓ 共同回収のスキームを利用すること
 - ✓ 個社ニーズに合わせて、標準とは異なるボックスを使い、個別でビジネスを行わないこと

- ✓ 卸売業・小売業が既存のオリコンから標準のスマートボックスに切り替える際は、リースのスキームを駆使して既存のオリコンをレンタル会社が買い取る方法も検討すること。

- ✓ なお、ユーザーが自社所有のオリコンからスマートボックスのレンタルに切り替える際の過渡期として、自社所有のオリコンに識別コードを組込み、受払システムにて自社オリコンの管理も行えるようにすること。（管理料はユーザー負担）

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用に伴う前提事項（案）

■ スマートボックスの受払システムについて

- ✓ 利用者の立場から、複数のシステムが乱立することを防ぐため、ライセンスを保持する第三者団体が指定するシステムを採用することとする。
- ✓ システム運営費用については、レンタル会社がレンタル費用に応じて一定程度支払うものとし、その額でシステム運営を行うものとする。
- ✓ 受払システムのデータを活用し、スマートボックスの偏在を可視化し、運用に活かすことも想定。
- ✓ 受払システムを稼働させるために、利用者においては、入出荷の総量を管理するだけでなく、個別のスマートボックスを識別し、どのスマートボックスを保持、利用しているか管理をすることとする。
- ✓ 製配販各層の企業を跨いで使われることが想定されるため、利用契約がない企業に対するアプローチと不正利用がないようなスキームを検討すること。

②物流資材の標準化および運用検討WG 進捗状況

⇒運用に伴う前提事項（案）

■ スマートボックスの回収・洗浄について

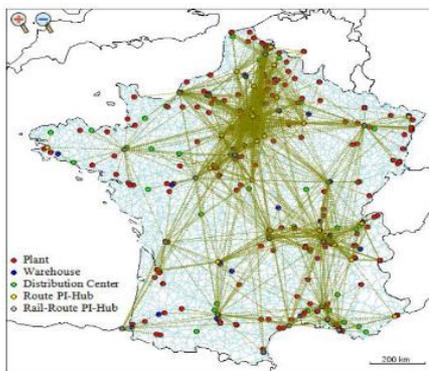
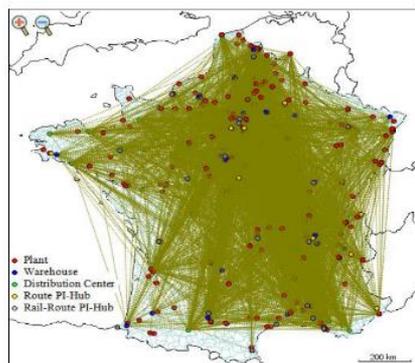
- ✓ 利用者の立場から、回収や洗浄は一括で回収されることが望ましい。そのため、回収は共同回収が望ましい。（共同回収のスキームは別途検討）
- ✓ 洗浄については、環境保全の視点、効率化の視点から考え、極力洗浄の回数を減らす方向で検討。汚れの多くは、ボックスに貼り付けたシール跡であるため、ボックスの特定の場所を決め、その部分をシールの剥がしやすい形状にするとともに、出荷ラベルをシールから紙にして、その紙を挟み込める部分を用意し、貼付、剥がしコスト、洗浄コストを低減すること。
- ✓ また、極力洗浄回数を減らすために、利用者は、使ったスマートボックスを速やかに物流センターへ返し、回収できないものについても、基本は屋内にて保管することを前提とする。利用者においては、屋外に放置したために発生した汚破損については、費用を負担するものとする。

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 活動方針と進捗状況

③取引透明化に向けた商慣習検討WG

- フィジカルインターネット実現のキーとなる「共同輸配送・共同拠点利用」を妨げるような商慣習の整理を行い、あるべき姿を検討する。

フィジカルインターネット



課題とWGとの関係

WG①

物流インフラや貨物の
データ化 見える化

WG②

(物理的に)
運びやすくする

WG③

運びやすくするための
商慣習の見直し

WG④

データ利用の際の
ルール化

左図のような共同輸配送・共同拠点利用を実現するために、

- 上記を妨げるような商慣習の整理
- (特に物流効率化を妨げていると言われていた) 商品価格と物流コストを一括で提示する商慣習についてどうあるべきかの検討

を行い、ガイドライン等を作成する。

【参考】フィジカルインターネット実現に向けたスーパーマーケット等アクションプラン (取引透明化に向けた商慣習検討WG 該当部分抜粋)

- アクションプランの大項目「垂直統合（BtoBtoCのSCM）」の小項目「物流コストの可視化、取引の際の物流明細提示による取引価格の透明化」・「定番商品の発注適正化」・「新商品・販促商品の発注適正化」について、店着価格制のような、共同輸配送、共同拠点利用を妨げるような商慣習の整理を行い、**取引の際の物流明細提示化など各種商慣習のルール化を行う。**

中項目	小項目	実施主体	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	検討会議体
商慣行の適正化	物流コストの可視化、取引の際の物流明細提示による取引価格の透明化	メーカー・卸・小売			・現状の実態把握 ・あるべき姿の策定	・物流コストの可視化 ・明細提示のルール策定	商取引における物流費明細提示開始 (製配販連携協議会メンバー2025 メンバー外2027年)				フィジカルインターネット実現の際の物流費用の考え方検討開始			【新設】 取引透明化 に向けた 商取引検討 WG
在庫管理・発注業務	定番商品の発注適正化 (発注単位・発注ロット等)	卸・小売				・定番品の発注のルール化 ・新商品・販促品の発注のルール化	ルールに沿った運用へ切替 (製配販連携協議会メンバー 2025年、メンバー外2026年)							
	新商品・販促商品の発注適正化 (リードタイム等)	卸・小売												

出典：令和4年度「流通・物流の効率化・付加価値創出に係る基盤構築事業（消費財サプライチェーンにおける商流・物流オペレーション標準化検討）」報告書より加工

③取引透明化に向けた商慣習検討WG – 検討体制

■ WG全体会・分科会は、メンバー候補・役割は以下通り。

区分	メンバー	役割
WG全体会	<ul style="list-style-type: none"> ・製・配・販連携協議会加盟企業の実務責任者（任意） ・テーマに関係する事業者・専門家 	<p>リーダー会によって追加、修正された「メニュープライシング導入ガイドライン（案）」及び「メニュープライシング導入に向けたひな形（案）」について意見等行う。</p>
ルール設計分科会	<p><u><製・配・販連携協議会></u> WGメンバーのうち、製配販各層より1～2社程度</p> <p><u><テーマに関係する事業者・専門家></u> 必要に応じて選定する</p>	<p>昨年度策定した「メニュープライシング導入ガイドライン（案）」について、適宜内容を修正、追加し、ブラッシュアップ版を作成する。</p> <p>また、メニュープライシングをより導入しやすくするために、導入の参考となる「ひな形」を作成する。</p> <p>なお、ひな形作成に際しては、個社個社の物流サービスの水準がバラバラになりすぎて却ってオペレーションが煩雑にならないよう、業界ごとに一定程度同水準になることを意図してひな形を検討するものとする。</p>

※2023年11月末時点

③取引透明化に向けた商慣習検討WG - 検討内容

■ 本年の検討項目・内容は、以下通り。

検討項目		検討内容
メニューブライシング	ガイドラインの内容更新	ガイドラインの内容について、導入・運用に向けた課題を整理するとともに、記載内容の更新（追加・修正）を行う。
	契約ひな形の作成	民間企業各社がメニューブライシングを導入できるように、導入における課題整理や運用方法のモデルケース等を策定していく。 具体的には、実運用に向けた契約ひな形案の作成を行う。

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒ガイドライン（案）についてアンケート実施

- 昨年度作成したメニュープライシング導入ガイドライン（案）について、メニュープライシング導入についての現状や、導入に当たっての課題等をアンケートにて確認。ガイドライン（案）修正や、契約の際にひな型作成の一助とする。

【製・配・販連携協議会】取引透明化に向けた商慣習検討WG

消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けたメニュープライシング導入ガイドラインについて アンケート <初版>

0. 現状確認

・メーカーとのビジネスにおいて、取引先と商品売買についての基本契約を取り交わしていますか？

取り交わしている 取り交わしていない

・上記で取り交わしていると答えの方にうかがいます。以下項目の記載状況についてあてはまるものをお選びください。

	記載あり	記載なし (別紙や覚書等で記載)	記載なし (別紙や覚書等もなし)
発注方式 (EDI等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
発注単位・ロット (最低発注ロットなど)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
納品リードタイム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
受け渡し場所・方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
返品有無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・以下コスト変動項目（インセンティブ）について、基本契約ないしは別紙覚書等での記載状況についてお答えください。

	コストオン、オフ両方記載	コストオン項目のみ記載	コストオフ項目のみ記載	記載なし
ロット	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
基準より長いor短い リードタイム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
附帯作業	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
返品	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

・現状の基本契約およびコスト変動項目（インセンティブ）について補足等あれば記載ください。

1. メニュープライシングの考え方について

・現行の消費財サプライチェーンの複雑性を前提として、発荷主が「基準となる物流サービスの水準」を決め、その上で「物流サービスの高低」によって費用の高低をつける枠組みとしているがその考え方についてお答えください。

特に問題ない
 問題がある
 問題がある場合、社内事情・社外事情などの内容をご記載ください
 ()

2. 基準となる物流サービスの水準を規定する項目について

基準となる物流サービスの水準を規定する項目について、項目は足りていますか？

足りている
 不足している
 不足している項目を記載 ()

3. メニュープライシング導入ガイドライン導入にあたって

メニュープライシングガイドラインに沿って実際の物流現場に落とし込むことを考えた際に、ガイドラインに加えるべきこと、または必要な考え方等、ご記載ください。（導入の際にひな型作成の参考とさせていただきます）

4. その他

その他、ガイドライン全体についてご意見等ございましたらご記載ください。

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒アンケート結果を受けてのガイドラインの主な追加・修正（案）

■ 本ガイドラインの位置づけの再確認

昨年度から議論してきた内容について、ともすると「メニュープライシング」という言葉が独り歩きしてしまった結果、メニュープライシングありきとも受け取られかねない状況が発生。

本ガイドラインのポイントは、「基準となる物流サービスの水準」を規定し、その水準を基に「サービスの高低に応じてメニュー化する」こととしているが、特に「基準となる物流サービスの水準」を決めることがポイントであり、今回その旨が伝わるように以下の通り追加・修正（案）を作成した。

・ガイドラインの名称

前：消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けたメニュープライシング導入ガイドライン（案）
（物流サービス基準とサービスメニューの明確化）



後：消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けた物流サービスの基準およびメニュープライシング導入ガイドライン

・基準となる物流サービスの水準について

⇒カテゴリーや業界ごとに各社バラバラになると受入側（入荷側）のオペレーションがかえって煩雑になる恐れがあるため、一定程度水準をそろえていくことが望ましい旨を強調。

⇒例として、「フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト（FSP）」の活動等について記載

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒アンケート結果を受けてのガイドラインの主な追加・修正

■ 卸・小売間の実態整理と本ガイドラインの考え方

消費財サプライチェーンにおいては、これまで見てきたように、大変複雑で高度な構造になっている。その状況を踏まえたうえで、ガイドラインに以下項目を追加・修正。

・卸・小売間における物流の形の整理、本ガイドラインの対象の明確化

⇒特に小売業の専用センターを中心に、発着荷主と物流委託関係を整理し、本ガイドラインが適応される対象を改めて明確化した。

■ 契約の際のひな型

現行の契約状況を確認すると、基本取引契約書では支払いサイト等の取引条件を記載、受発注・納品等については別紙や覚書で交わされている。本実態を踏まえ、以下の通り追加・修正。

・ひな型の考え方

⇒お取引先様との取引制度のうち、販売促進と物流効率化取組とに分け、本ガイドラインは後者の物流効率化取組を対象とすること明記。

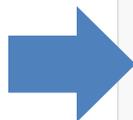
・物流効率化の取組の中身

⇒「基準となる物流サービスの水準」と「サービスの高低によるメニュー」部分の2系統で分けて作成

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】 名称変更

消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けた
メニュープライシング導入ガイドライン（案）
（物流サービス基準とサービスメニューの明確化）



2023年3月
製・配・販連携協議会
取引透明化に向けた商慣習検討WG

<前>

消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けた
メニュープライシング導入ガイドライン
（物流サービス基準とサービスメニューの明確化）

<後>

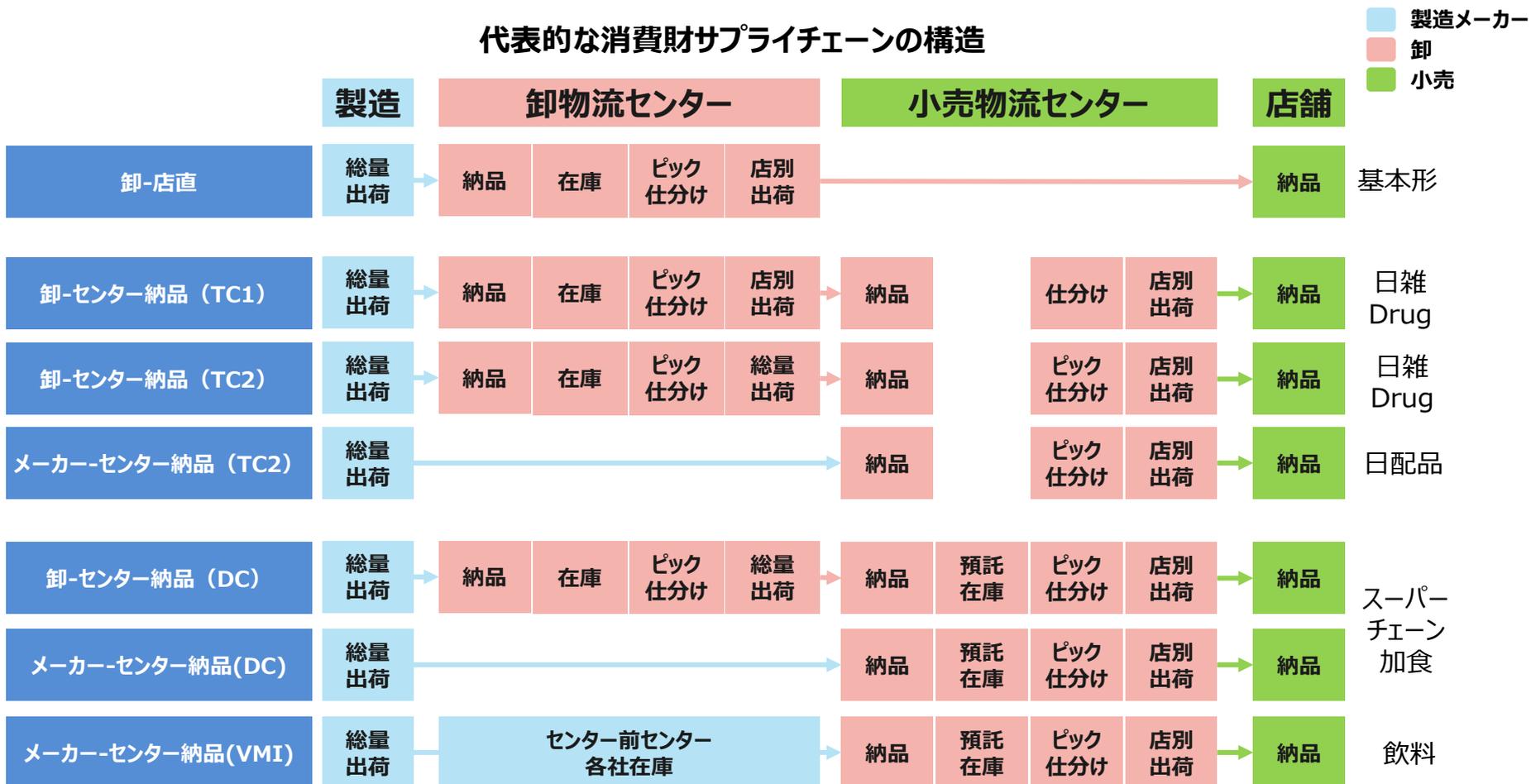
消費財サプライチェーンにおける物流効率化に向けた
物流サービスの基準および
メニュープライシング導入ガイドライン

へ変更

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況 ⇒【ガイドライン抜粋版】消費財サプライチェーンの複雑性

- 消費財サプライチェーンは、形状が異なる多種多様な商品を提供する多くのプレイヤーが存在し、消費財という特性上、きわめて高回転に商品が動く特徴を持つ。消費者のニーズに合わせてタイムリーに商品を提供するために、消費財のサプライチェーンは商品カテゴリーや小売業の業態に適した形に発展してきた結果、複雑で高度な構造になっている。当然ながら物流に与える負荷も高い。

代表的な消費財サプライチェーンの構造



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】 物流効率化のインセンティブが働きにくい構造

- 一般的に生産財では、商品そのものの価格とそれを目的地に運ぶための物流費は分けて取引がなされており、物流費が明確になるため、それを尺度として物流効率化のインセンティブが働きやすい構造となっている。
- 一方、消費財サプライチェーンにおいては、全国ほぼ同様の価格で消費者に提供できるよう、商品そのものの価格と目的地までの物流費が一体となって取引が行われる「店着価格制」が一般的である。本制度を活用することで、全国ほぼ一律で消費者に商品を届けられるというメリットがある一方、物流費用が商品価格に内包されているため、物流費を尺度とした物流効率化のインセンティブが働きにくく、拠点や担当者ごとに様々な納品形態が存在し、物流効率化を妨げる一因ともなっている。

<生産財サプライチェーン>



<消費財サプライチェーン>



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

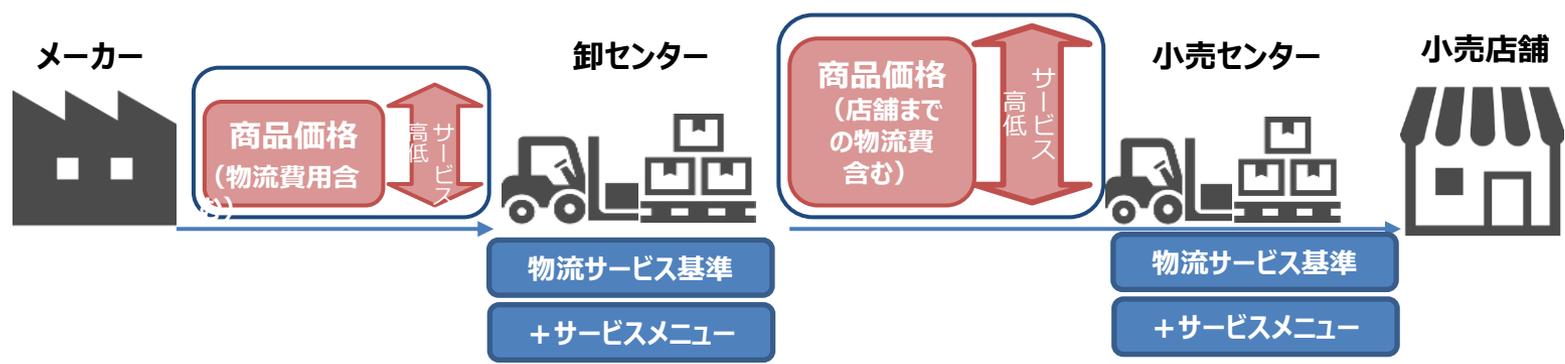
⇒【ガイドライン抜粋版】 あるべき姿 物流サービスの明確化 メニュープライシングの導入

- 物流事業者へ業務を委託する発荷主が取引において、基準となる物流サービスの水準を明確化し、そこから物流サービスの高低に応じて物流コスト分を上下させる価格体系（メニュープライシング）を導入することで、不明瞭であった「誰がどこからどこまで行くか」という物流サービスの内容を明確化させ、尺度とした物流インセンティブを働かせる仕組みを構築することが考えられる。

<現行の消費財サプライチェーン>



<あるべき姿>

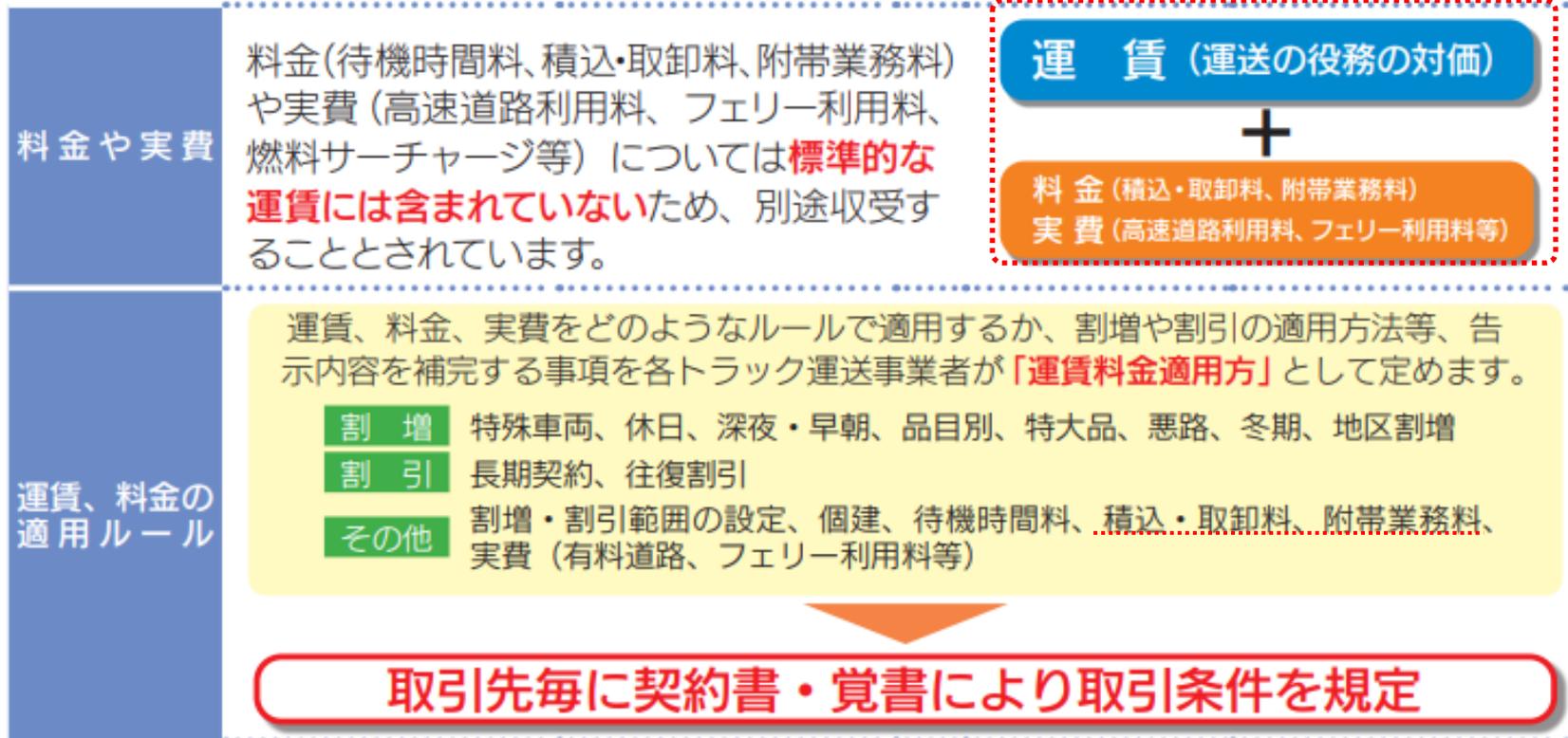


③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】 貨物自動車運送事業法改正により設けられた「標準的な運賃の告示制度」

- 平成30年に改正された貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃の告示制度」によると、標準的な運賃は、物を運ぶ役務そのものの対価である「運賃」とは別に積込・取卸等の「作業料金」、高速道路利用料・フェリー利用料等の「実費」について別途收受することとされている。

「標準的な運賃」



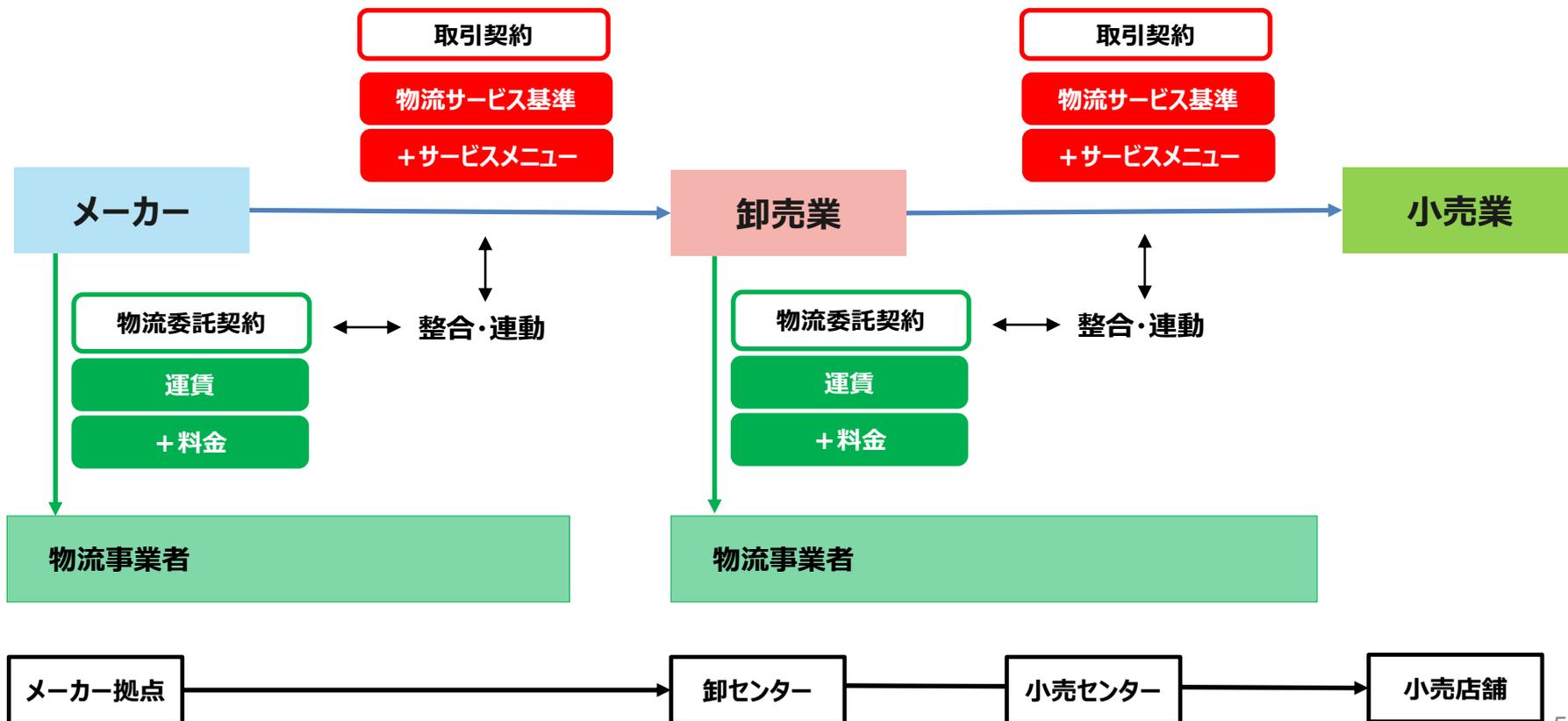
※出典：国土交通省 関東運輸局トラック輸送の「標準的な運賃」(リーフレット)より抜粋
 (https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/content/000226437.pdf) 52

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】 荷主間の取引契約と物流業務委託契約の整合性・連動性の確保

- 本ガイドラインは、メーカー・卸、卸・小売の荷主間の取引契約において、取引価格の基準となる物流サービス水準とサービスメニューを明確化することを提案している。
- 一方、発荷主であるメーカー、卸は、物流事業者との物流委託契約において、運賃と料金を区分するなど業務委託内容と対応する費用を明確化することが必要である。
- そして、荷主間の取引契約と、物流業務委託契約の内容は、整合・連動するように設定するべきである。

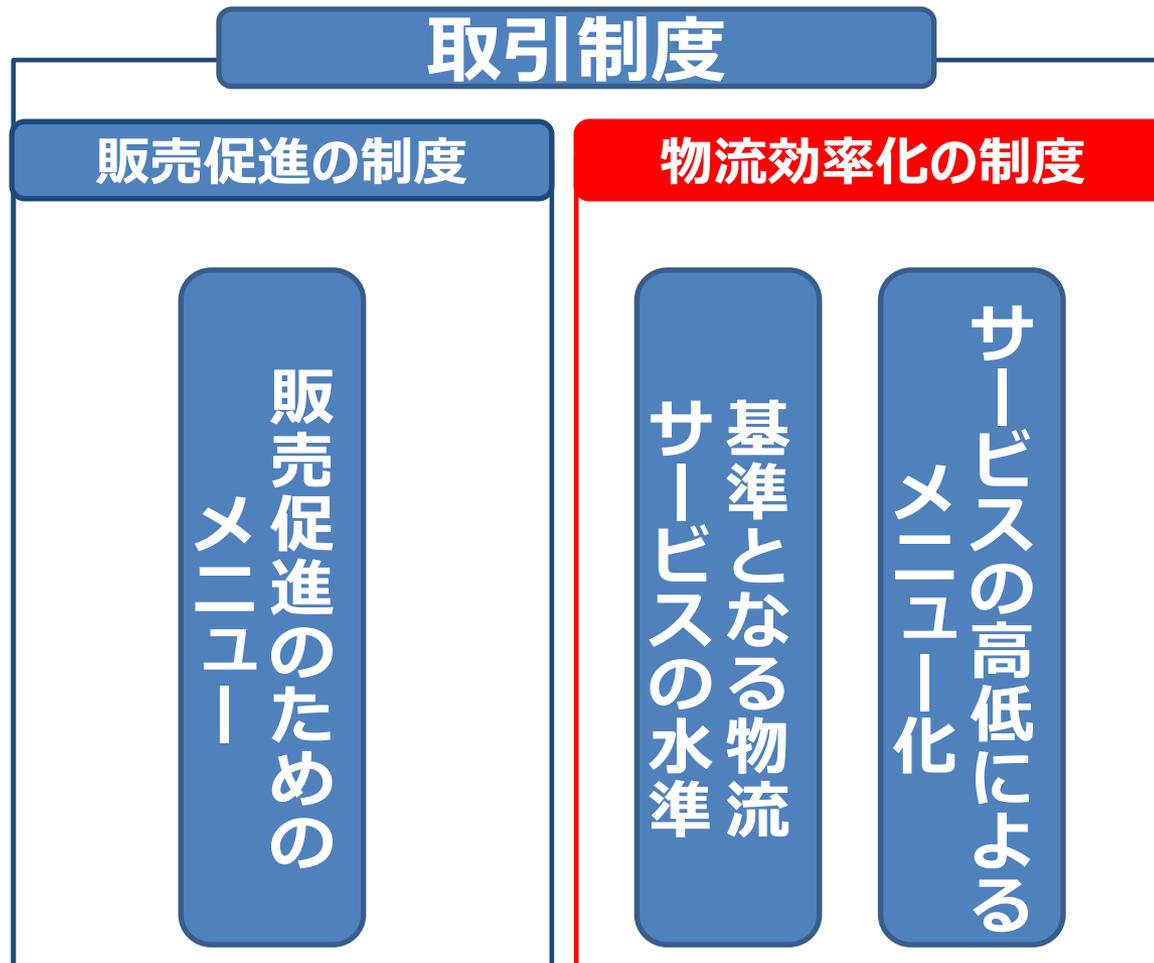
＜本ガイドラインの対象の整理＞



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】（１）本ガイドラインの導入に向けての前提

- 本ガイドライン導入に向けての前提として、お客様との取引制度を販売促進の制度（リベート等）と物流効率化の制度とに明確に分け、物流効率化の制度部分をガイドラインの対象とする。



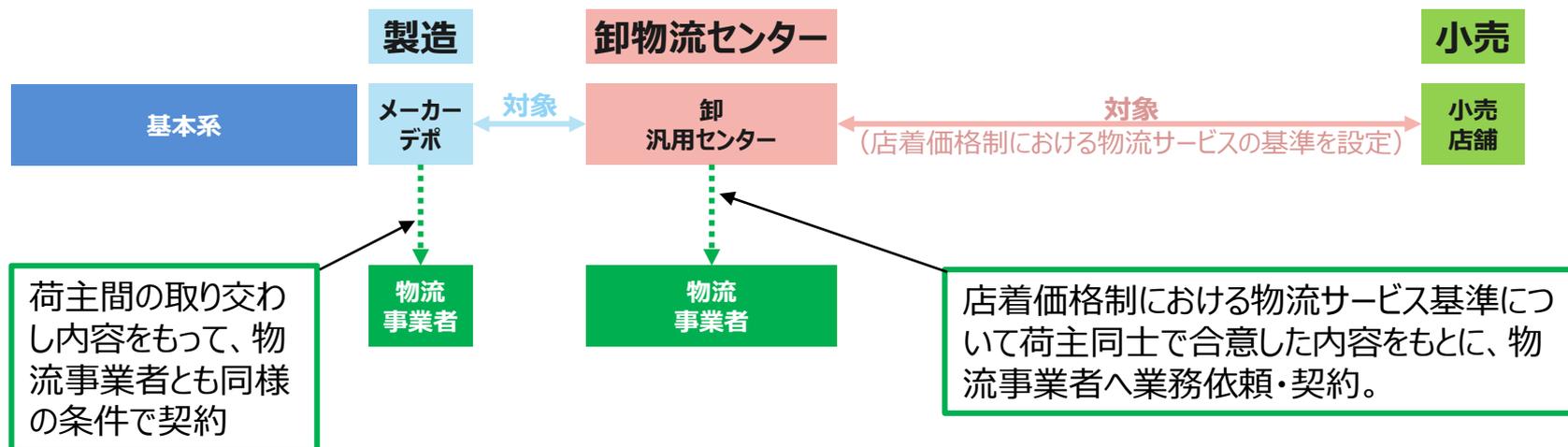
③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】（２）本ガイドラインの対象の整理

- 本ガイドラインの「基準となる物流サービスの水準」を規定すること、および「サービスの高低によるメニュー化」のメーカー・卸間は ←→ 、卸小売間は ↔ 部分は対象となる。
- 物流サービスの水準およびメニュー化の提示は荷主から提示し、双方で議論するものとし、確定した内容をもって物流事業者との契約の取り交わしを行うことが望ましい。
- また、卸売業においては、店着価格制における物流サービスの基準を明確にすることがポイントとなる。

←→ メーカー卸間における対象
↔ 卸・小売間における対象

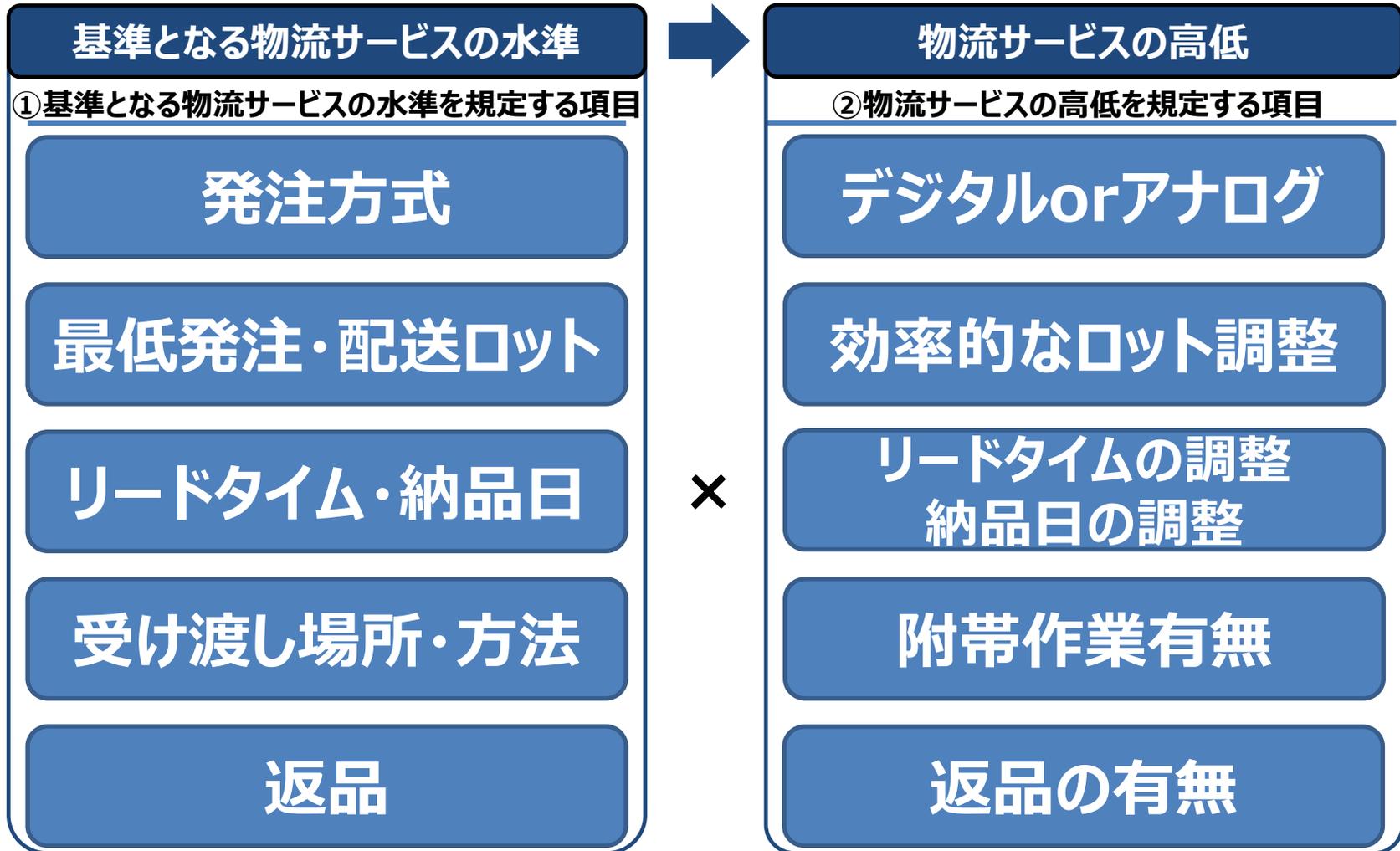
<本ガイドラインの対象の整理>



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】 (3) ~~メニュープライシングについて~~本ガイドラインの基本的な考え方

- ~~メニュープライシングの~~本ガイドライン基本的な考え方は、①の項目ごとに基準となる物流サービスの水準を決めるとともに、その水準をベースとして②の項目ごとに物流サービスの高低を決めることで、荷主間の物流サービスの明確化、それによる費用の提示を行うこと。なお、①に関しては、物流効率化のために項目ごとに一定そろえることが望ましいと考えられる。一方、②に関しては、各社の置かれている現状や取引に即して、荷主間の創意工夫の元、物流効率化が図られることが期待される。



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】(4) 消費財サプライチェーンにおける基準となる物流サービスの水準の目安

基準となる物流サービスの水準を規定する項目	メーカー・卸間	卸・小売間 (TC経由含む店舗納入)
発注方式	EDI (業界EDI、WebEDI)	EDI (流通BMS)
最低発注・配送ロット	ケース単位による 一定数以上 各社によって設定	原則単品 (バラ) 発注「2」以上
リードタイム・納品日	N + 2 ※1 納品日 (回数) は各社設定	N + 2、N + 1 納品日 (回数) は各社設定
受け渡し場所・方法	車上渡し or 軒先渡し (軒先渡しは運んできた荷物を軒先におろすまでを意味し、それ以外の附帯作業は別途規定する)	車上渡し or 軒先渡し (軒先渡しは運んできた荷物を軒先におろすまでを意味し、それ以外の附帯作業は別途規定する)
返品	原則なし	原則なし

※1 (運用面は、これまでの製・配・販連携協議会および他会議体での議論を参照する)

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】消費財サプライチェーンにおける基準となる物流サービスの水準の目安（詳細）

<発注方式>

消費財サプライチェーンにおいては、一部取引先との間ではFAX、電話などで取引が行われている例がある。FAXや電話での発注の場合、受注側にて自社のシステムに取り込むまでの手間が発生し、受注確定からトラックの配車までの時間を要するために、原則EDIで実施することが望ましいと考えられる。

<最低発注・配送ロット>

商品ごとに、ある一定以上のロットになると配送の際に効率的になる水準を最低発注ロットとし、それ以上の発注を前提にすすめることが望ましい。また、小売から卸への発注に際して、SKUごとに最低発注ロットが「1」という場合が存在するが、ロット「1」は物流に大きな負荷を与えることとなるため、最低発注ロットを「2」以上とすることが望ましい。

<リードタイム・納品日>

過度な短納期、多頻度納品は物流に大きな負荷を与えるとともに、共同配送などの各種物流効率化施策をとりまとめる時間的猶予を奪うこととなる。物流危機を回避するために、共同輸配送・共同拠点利用等を進めるにあたっては、適切なリードタイムが必要であるという観点から、本ガイドラインでは、メーカー・卸間を「N+2」、卸・小売間を「N+2」ないしは「N+1」を基準と設定した*。

*運用面については、2019年度製・配・販連携協議会ロジスティクス最適化WG「加工食品流通のリードタイム延長 基本的な考え方と取組の方向性」やその他の会議体での議論を踏襲することとする。
2019年度製・配・販連携協議会 ロジスティクス最適化WG 加工食品流通のリードタイム延長 基本的な考え方と取組の方向性 (https://www.gs1jp.org/forum/pdf/2020_logistics_1.pdf)

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】消費財サプライチェーンにおける基準となる物流サービスの水準の目安（詳細）

<受け渡し場所・方法>

消費財サプライチェーンにおいては、「軒先渡し」が主流となっているが、場所を指定しているだけで、誰が何をどこまで実施するのかが明確ではない。

本ガイドラインでは、前章の「標準的な運賃」の考え方を前提として、メーカー・卸間、卸・小売間ともに、物流サービスの基準を「車上渡し」ないしは運んできた荷物を軒先におろすまでの「軒先渡し」と明確化。附帯作業は将来のドライバー不足に鑑み極力少なくし、荷受け時のドライバーの拘束時間を極小化していくことを念頭に、メニュープライシングをもちいて、何をどこまで行うかを明確化することとした。

<返品>

物流視点で返品を考えると、本来販売されるはずだった商品を、多くの場合、処分するためだけに物流を仕立てるということを意味し、社会全体で考えるとまったくのムダでしかないため、本ガイドラインでは基準として「原則返品不可」とした。

<その他：納品期限>

令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき策定された「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針※」においても、いわゆる3分の1ルール¹の緩和が謳われており、小売への納入については、賞味期限2分の1残しの2分の1ルールを基準とし、それをもとにして、卸への納入期限についても基準を設けることが望ましいと考える。

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】（５）基準となる物流サービスの水準を決める際の留意事項

- 各社がバラバラな物流サービスの水準になってしまうと、却ってオペレーションが煩雑になってしまう恐れもある。上記目安をベースとしつつ、以下のような業界全体の取組を参照し、カテゴリーごと一定の水準に合わせていくことが望ましい。

メーカー卸間における納品リードタイム延長等の取組

「サプライチェーン イノベーション大賞」提出資料

主要資料23枚

持続可能な物流の構築に向けて

- ・納品リードタイム延長の取組み
- ・フードサプライチェーン全体におけるサステナビリティの追求

2022年4月28日

食品物流未来推進会議（SBM）・日食協物流問題研究会
納品リードタイム延長問題WG

首都圏SMにおける「定番商品の発注前倒し」等の物流効率化の取組。

持続可能な食品物流に向けた取り組みについて



首都圏SM物流研究会

サミット(株)・(株)マルエツ・(株)ヤオコー・(株)ライフコーポレーション

2023年4月28日

メーカー卸間における荷待ち・荷役作業削減に向けた取組

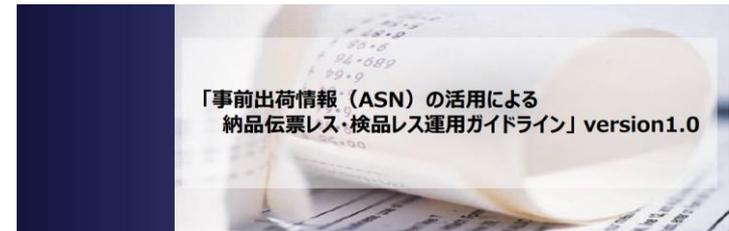
荷待ち・荷役作業削減に向けた 加工食品業界の取組みガイドライン

2023年10月

(一社)日本加工食品卸協会 物流問題研究会

食品物流未来推進会議

日用雑貨業界のメーカー卸間におけるASN活用による 伝票レス・検品レスの取組



「事前出荷情報（ASN）の活用による
納品伝票レス・検品レス運用ガイドライン」 version1.0

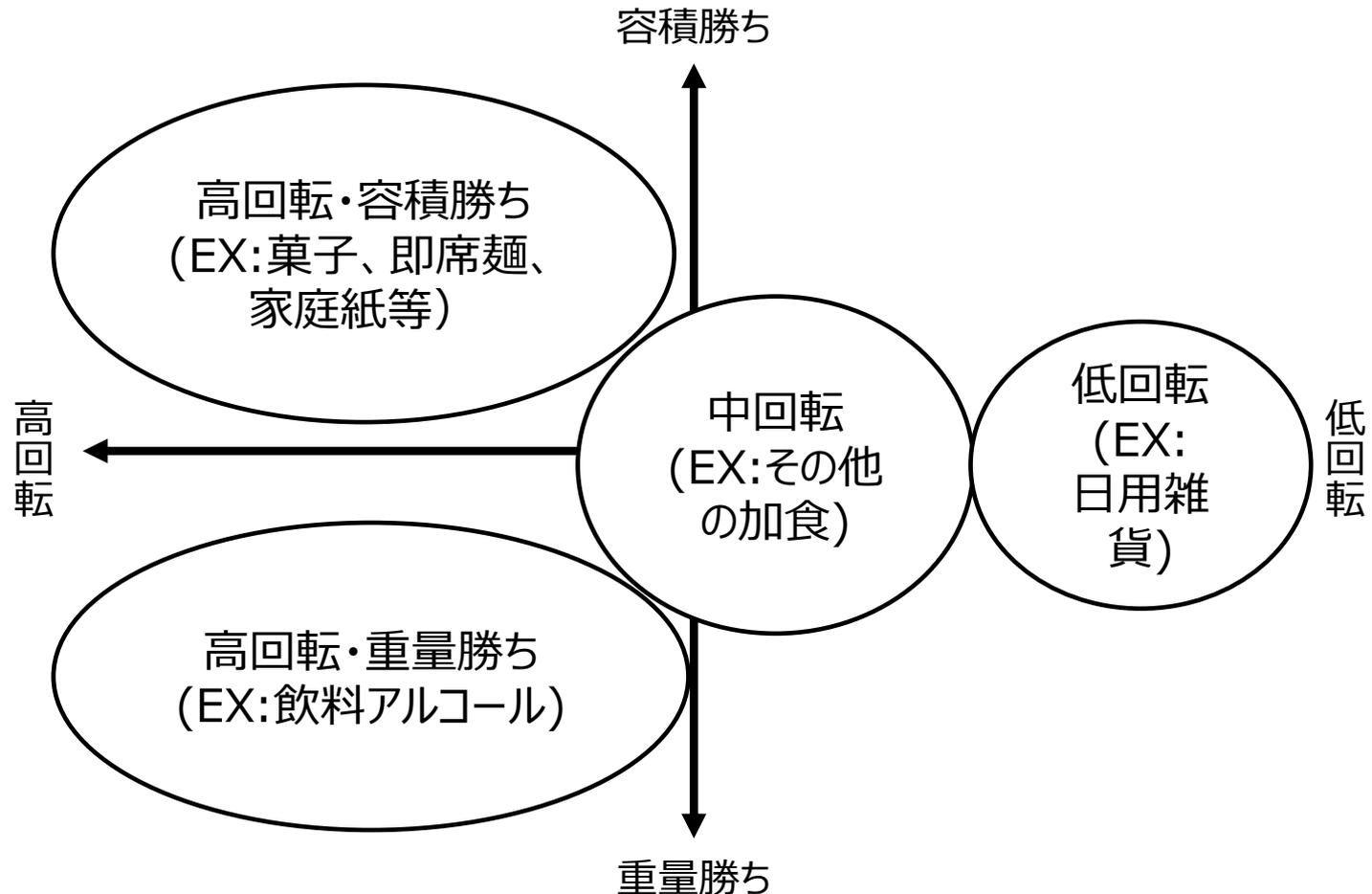
2023年8月

日用品物流標準化ワーキンググループ
事務局：公益財団法人流通経済研究所、株式会社プラネット

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】(5) 基準となる物流サービスの水準を決める際の留意事項

- 基準となる物流サービスの水準を一定そろえるに際してカテゴリー区分をどのように考えるかについては、物流に影響を与える商品の特性（重量勝ちor容積勝ち）や高回転or低回転の軸で一定整理ができるため、このカテゴリー区分を目安として水準を設定することが考えられる。



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】（6）物流サービスの高低を決める項目の変数について

- 物流サービスの高低を決める項目の変数の基本的な考え方としては、基準となる物流サービス水準を明確にした上で、その基準より物流効率化に資する取組みにはインセンティブを設定し、物流に負荷をかける取組みや基準以上の作業等については追加の費用設定を行う。

②物流サービスの高低を規定する項目

基準より物流効率化に資する取組み
(インセンティブ設定)

物流に負荷をかける取組みや基準以上の作業等 (追加費用設定)

—	<	デジタルorアナログ	<	FAX、電話
物流効率の 高いロット	<	効率的なロット調整	<	基準以下
基準より長い リードタイム	<	リードタイムの調整 納品日の調整	<	基準より短い リードタイム
基準以下の 附帯作業	<	附帯作業有無	<	追加の 附帯作業
—	<	返品の有無	<	あり

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】物流サービスの高低を決める項目の変数について（例）

＜代表的な物流サービスの高低を決める項目の変数例＞

発注・配送ロット調整

＜インセンティブになり得る変数＞

- ・パレット単位、パレット一面積み付け単位での発注
- ・トラック単位での発注

＜追加費用になり得る変数＞

- ・最低発注基準を割った場合、割増

＜インセンティブになり得る変数＞

- ・早期確定発注（特に新商品）
- ・納品日・回数の調整（によってロットを大きくする）

＜追加費用になり得る変数＞

- ・厳しい時間指定
- ・基準より短いリードタイム、緊急対応

リードタイムの調整
納品日の調整

＜インセンティブになり得る変数＞※

- ・車上引渡し（ドライバーの荷下ろし作業なし）

＜追加費用になり得る変数＞

- ・パレット積み替え、アイテム別パレット積み付け
- ・SCMラベル貼り付け
- ・ソーターへの流し込み
- ・倉庫内所定の位置への保管作業etc.

附帯作業有無

＜インセンティブになり得る変数＞

- ・定期定量納品
- ・新商品早期確定発注
- ・納品回数条件 etc.

その他

※附帯作業は、将来のドライバー不足を鑑み極力少なくし、荷受け時のドライバーの拘束時間を極小化していくことが望ましい。

③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】本ガイドラインを活用する際の留意点

<基準となる物流サービスの水準の目安>

あくまで目安であって、実際に運用する際には、現状の実態に即して自社の基準となる物流サービスの水準を規定すべき。各社において基準となる物流サービスの水準を明確にし、何がインセンティブで何が追加費用なのか、それが費用として反映されることで、物流効率化のインセンティブが働きやすい構造を作り上げることが重要である。

<カテゴリ等での一定の取り決めの必要性>

各社があまりにもバラバラな物流サービスの水準になってしまうと、却ってオペレーションが煩雑になってしまう恐れもある。本目安をベースとしつつ、例えばカテゴリごと一定の水準に合わせていくことが望ましい。

(EX: フードサプライチェーン・サステナビリティプロジェクト (FSP) 等の活動を参照

https://www.gs1jp.org/forum/pdf/202207_taisyoyo.pdf)

<メニュープライシングについて>

記載した変数例はあくまで例であって、メーカー・卸間、卸・小売間、業態間、またはカテゴリの違いによって物流効率化に資するメニューも変わってくることが予想される。各社の創意工夫によって物流効率化に資するメニューが増えていくと同時に、そのメニュー事例が消費財サプライチェーン各社に共有され、業界全体として物流効率化の大きな流れになることが望まれる。

<委託先物流事業者との契約にも反映させる>

本ガイドラインは、主に荷主間の物流における取り決めについて記載しているが、荷主間で取り決めを行った後に、物流事業者とも同様の業務内容で業務委託契約がなされることが望まれる。これにより、誰が何をどこまでやるかといった業務内容が明確になり、物流の効率化が進むとともに、物流事業者における働き方改革に資することが期待される。

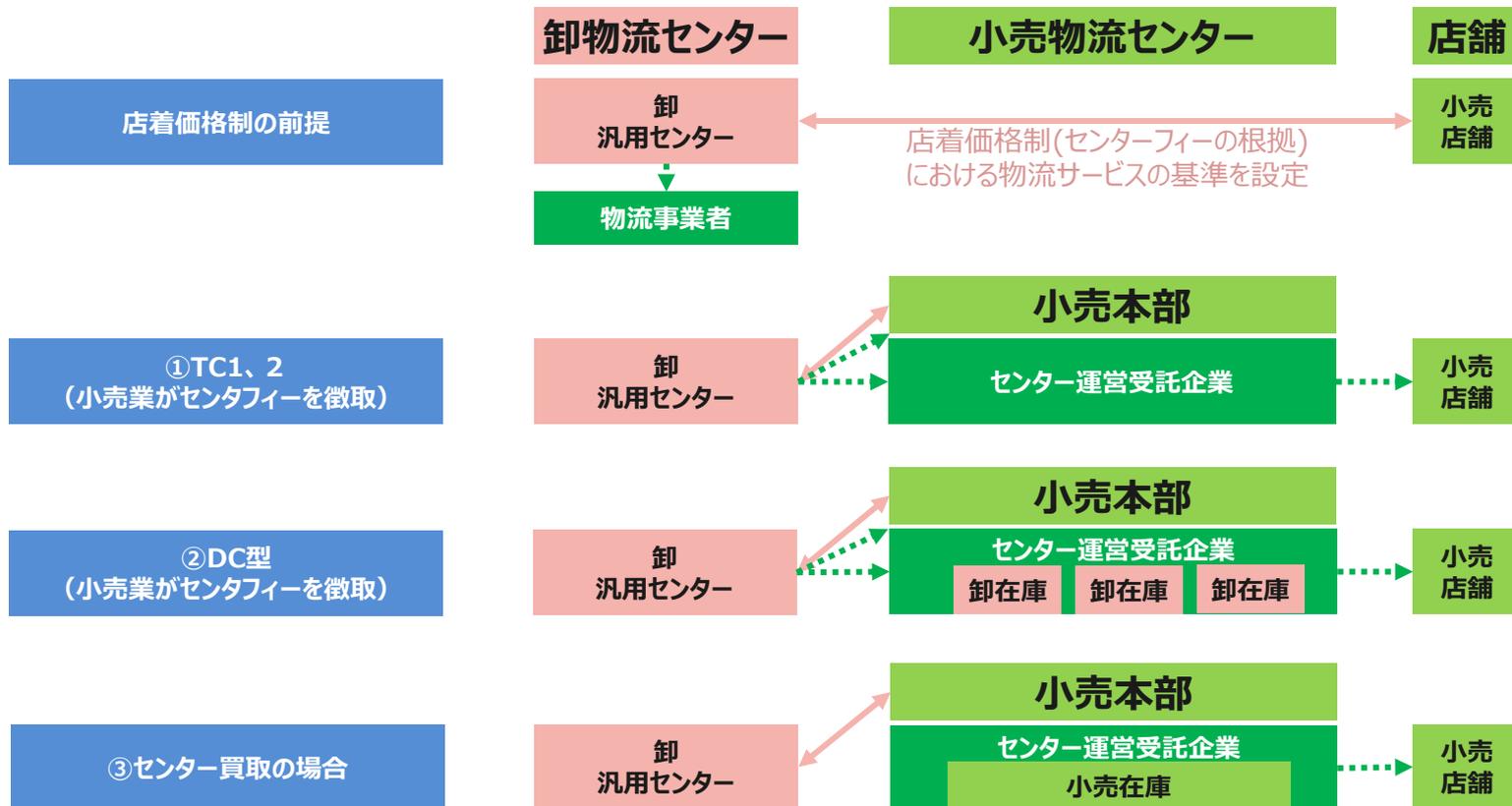
③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】小売業専用センターを利用している場合の留意点

- 小売業の専用センターを利用している場合、卸が店着価格制における物流サービス基準を明確にし、その内どの業務を小売業に委託しているか、またそのフィーはどの程度なのか卸・小売双方が明確にする必要がある。（その際に小売業は貨物利用運送事業法で規定されている利用運送事業者として届出が必要となる可能性があることに留意）

- ①TCの場合:卸が店着価格制の物流サービス基準を前提として、その内店別仕訳、店配送分等を委託した場合の費用を小売業とセンターフィーとして取り交し。
- ②DCの場合:上記に加え、在庫管理までを委託した場合の費用を小売業とセンターフィーとして取り交し。
- ③センター買取の場合:センター着の物流サービス基準を作成し、納価に反映。

<小売業専用センターの類型>



③取引透明化に向けた商慣習検討WG 進捗状況

⇒【ガイドライン抜粋版】今後について

(1) サプライチェーンイノベーション大賞による優良事例の共有

製・配・販連携協議会では、サプライチェーン全体の最適化に向け、製造業（製）・卸売業（配）・小売業（販）各層の協力の下、優れた取組を行い、業界をけん引した事業者に対しその功績を表彰する「サプライチェーンイノベーション大賞」という表彰制度があるが、メニュープライシングの導入の優れた事例についても、本表彰制度で積極的に共有していく。

(2) 契約の際の物流サービス基準およびメニュープライシングのひな型作成

物流業務を委託する発荷主各社がメニュープライシングを導入しやすくするために、契約の際に取り交わす、基準となる物流サービスおよびメニュープライシングのひな型※のようなものが必要であり、引き続き製・配・販連携協議会取引透明化に向けた商慣習検討WGにて検討し、作成していくものとする。

※

どの粒度でどの程度の内容にするか等、詳細は今後の議論とする。

また、ひな形を作成するに際しては、基準となる物流サービスの水準がバラバラになりすぎると却ってオペレーションが煩雑になる恐れがあるため、業界で一定の水準を決めた上で、このひな形にその水準を盛り込むことを合わせて検討していく。

(3) 製・配・販連携協議会によるフォローアップ

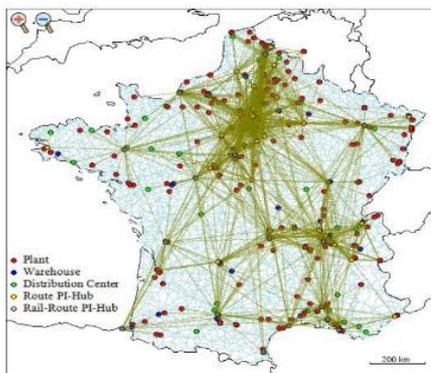
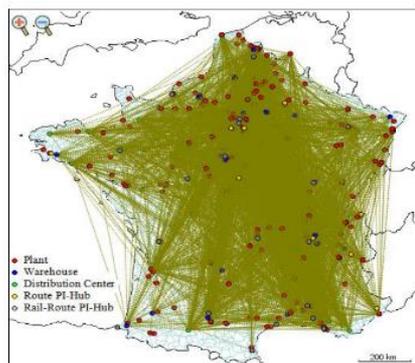
製・配・販連携協議会事務局が、年に1度程度、加盟企業に対してメニュープライシングの導入状況についてフォローアップを行い、毎年実施される総会にて導入状況を報告する。

④データ共有による物流効率化検討WG 活動方針と進捗状況

④データ共有による物流効率化検討WG

- フィジカルインターネット実現のキーとなるデータ共有、利用の際のルール化を行う。

フィジカルインターネット



課題とWGとの関係

WG①

物流インフラや貨物の
データ化 見える化

WG②

(物理的に)
運びやすくする

WG③

運びやすくするための
商慣習の見直し

WG④

データ利用の際の
ルール化

左図のような共同輸配送・共同拠点利用を実現するために、

- ・マッチングに必要な各種データの整理
- ・異なるプラットフォーム間でのデータ共有の在り方等のルール化

について検討を行う。

【参考】フィジカルインターネット実現に向けたスーパーマーケット等アクションプラン (データ共有による物流効率化検討WG 該当部分抜粋)

- アクションプランの大項目「物流・商流データプラットフォーム」の中項目「商流・物流データ連携基盤構築」および「共同輸配送・最適化のためのデータ連携マッチング機能」について、製・配・販連携協議会スマート物流構築準備会の議論を踏襲し、共同輸配送、共同拠点利用のマッチングに必要な各種データの整理や、**SIPスマート物流基盤を活用した異なるプラットフォーム間でのデータ共有の在り方等のルール化について検討を行う。**

中項目	小項目	実施主体	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	検討会議体	
データ連携基盤	商流・物流データ連携基盤構築	ベンダー	SIPスマート物流 消流・物流基盤構築 順次機能追加												【新設】 データ共有による 物流効率化検討 WG (SIPスマート物流 構築準備会の後継)
共同輸配送・最適化のためのデータ連携マッチング機能	小売・卸配送データの連携・共同配送マッチング機能	小売・卸													
	メーカー輸配送データの連携・共同配送マッチング機能	メーカー・卸	SIPスマート物流 日用消費財ドラッグ・コンビニ 概念実証と実運用テスト		SIPデータ基盤を活用した輸配送の 共同化を納品伝票のデータ連携・ 順次スタート (製配販連携協議会メンバー)			順次、データ連携・共同化参加企業の拡大 (業界間・地域間) (製配販連携協議会メンバー以外)							
	輸配送実績データの共同利用	メーカー・卸・小売													

④データ共有による物流効率化検討WG – 検討体制

■ WG全体会・分科会は、メンバー候補・役割は以下通り。

区分	メンバー	役割
WG全体会	<ul style="list-style-type: none">・製・配・販連携協議会加盟企業の実務責任者（任意）・テーマに関係する事業者・専門家	分科会でまとめられた物流メッセージ標準と物流識別コード標準案について、荷主の立場から内容確認、意見等行う。
標準データ運用分科会	実証実験に参加する製・配・販企業および、サービスプロバイダー	異なるサービスプロバイダー間における納品データ連携の実証実験実施。 実証を通じてSIP物流標準仕様の見直し、及びデータとして連携する際の荷姿をあらわす物流識別コード標準検討

※2023年11月末時点

④データ共有による物流効率化検討WG - 検討内容

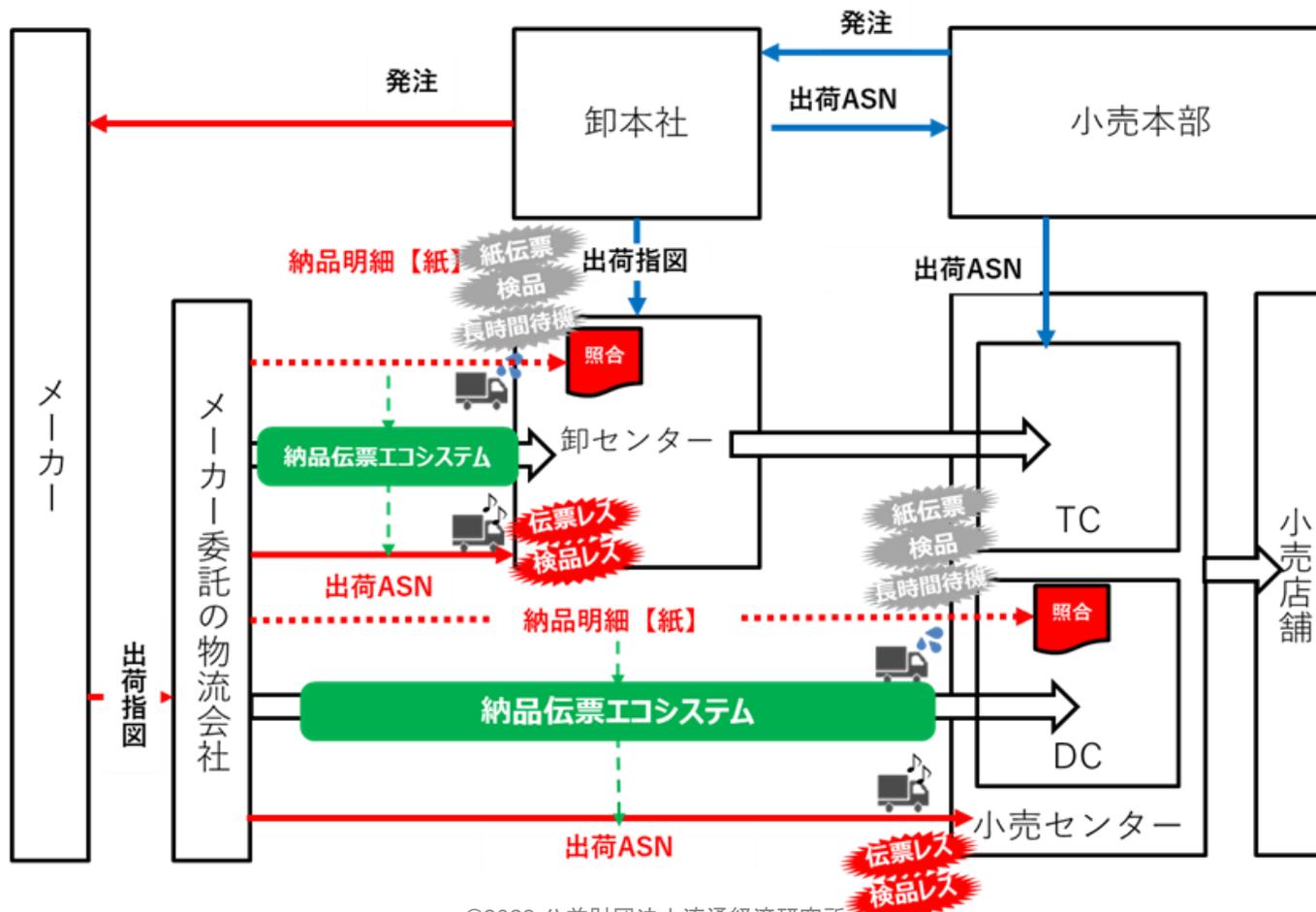
■ 本年の検討項目・内容は、以下の通り。

検討項目		検討内容
物流オペレーション データ連携	物流メッセージ 標準のあり方	SIP物流標準仕様について、追加、見直しの必要がある項目を整理、SIP物流標準仕様の荷主間のデータ共有項目について、流通BMSとの整合性も確認する。
	物流識別コード 標準のあり方	物流ユニットを識別するためのコード標準（SSCC、GSIN等）の利用方法について、検討・整理する。
共同輸配 送データ 連携	実績データの連携 方法	荷主間、荷主物流事業者間での実績データ連携の方法について検討、整理する。

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒物流オペレーションデータ連携 納品データの電子化の意義：物流の効率化

- 卸・小売間では納品伝票の電子化がすすみ、事前出荷情報(ASN)普及しているが、メーカー・卸間では紙での検品・押印が行われている。
- その結果、荷受側ではいつ何がどのような形で来るか、荷物が到着するまでわからないため、受入体制が整えられず、また検品についても荷物と一つずつ行わなければならないことから、結果としてトラックドライバーの長時間待機等につながっている。
- 納品伝票エコシステムによって、メーカー・卸間、およびメーカー・小売センター直送いずれにおいてもペーパーレス、検品レスの可能性が高まり、物流の効率化につながるものと認識。

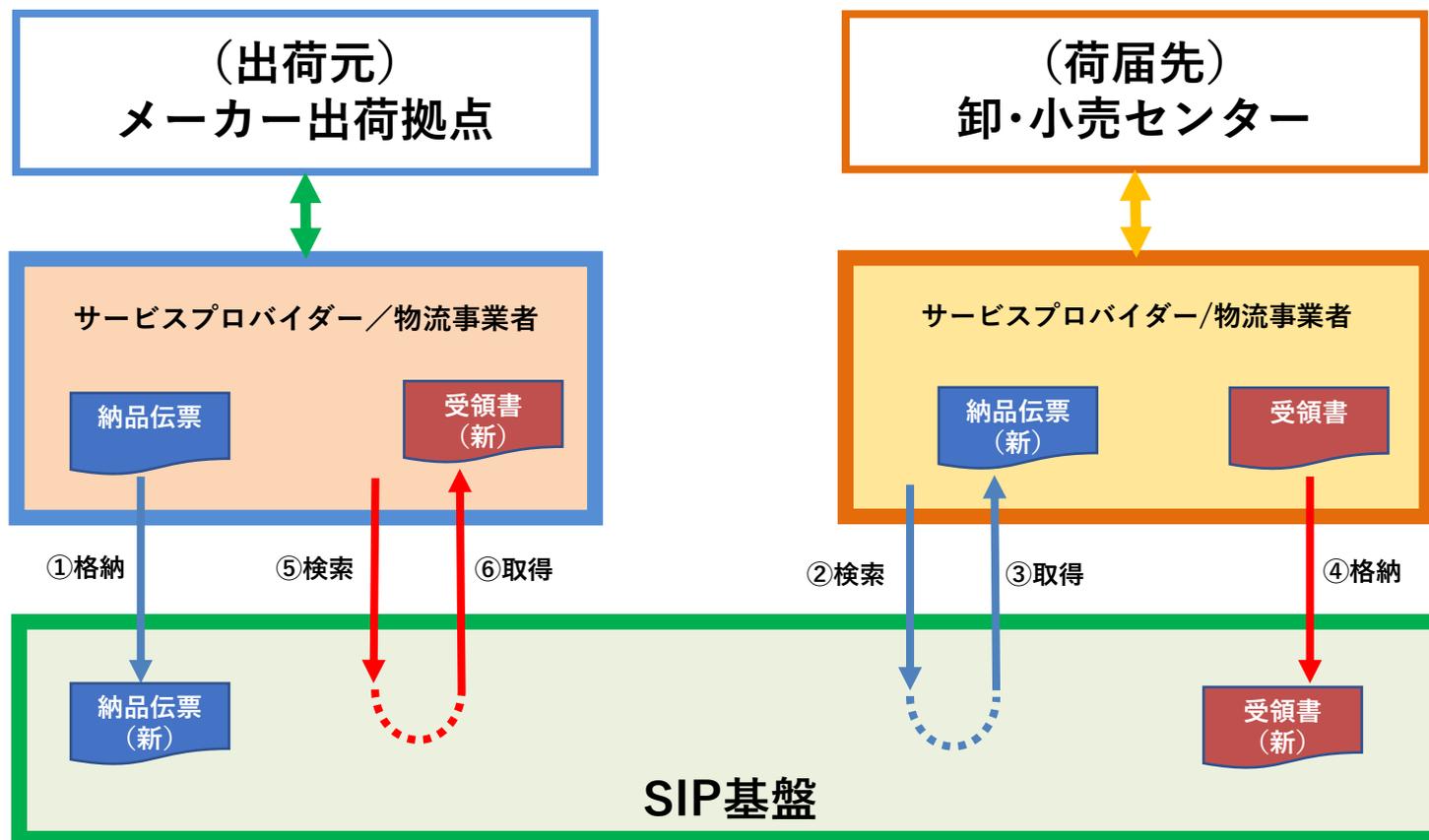


④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒物流オペレーションデータ連携 実証実験 納品データ連携フレーム

■ 実証実験の内容 = 納品データ連携フレーム

- メーカー出荷拠点と卸・小売センターでやり取りされる納品伝票データを対象に、サービスプロバイダー・SIP基盤を利用したデータ連携を行う。
- 納品データ連携は、最終的には受領書データの連携で完了するが、実証実験は納品伝票データを連携を対象とする。



④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有 ⇒物流オペレーションデータ連携 実証実験 実施体制

■ 参加メンバー

- 小売業：大手小売業
- 卸売業：対象カテゴリーの帳合卸
- メーカー：加工食品、菓子、酒類、日用品のメーカー

- 物流事業者：センター運営事業者
- サービスプロバイダー
 - 参加メーカーが利用する業界EDIもしくはサービスプロバイダー
 - 小売・センターが利用するサービスプロバイダー

■ 対象センター

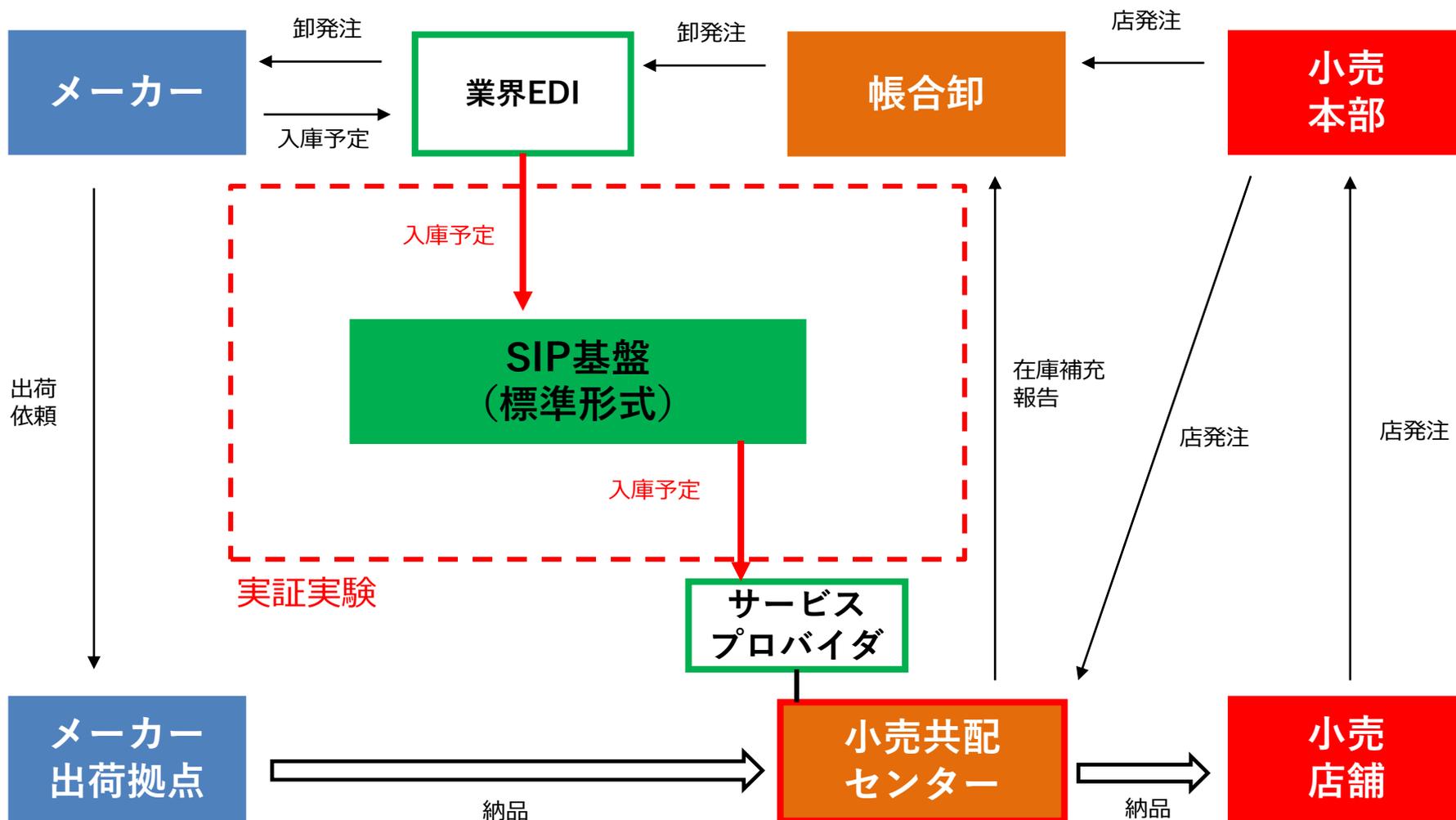
- 地域：福岡県、温度帯：常温、拠点数：1

■ 検証方法

- 現行の伝票運用を行いつつ、納品データ連携オペレーションを行い、効果を検証

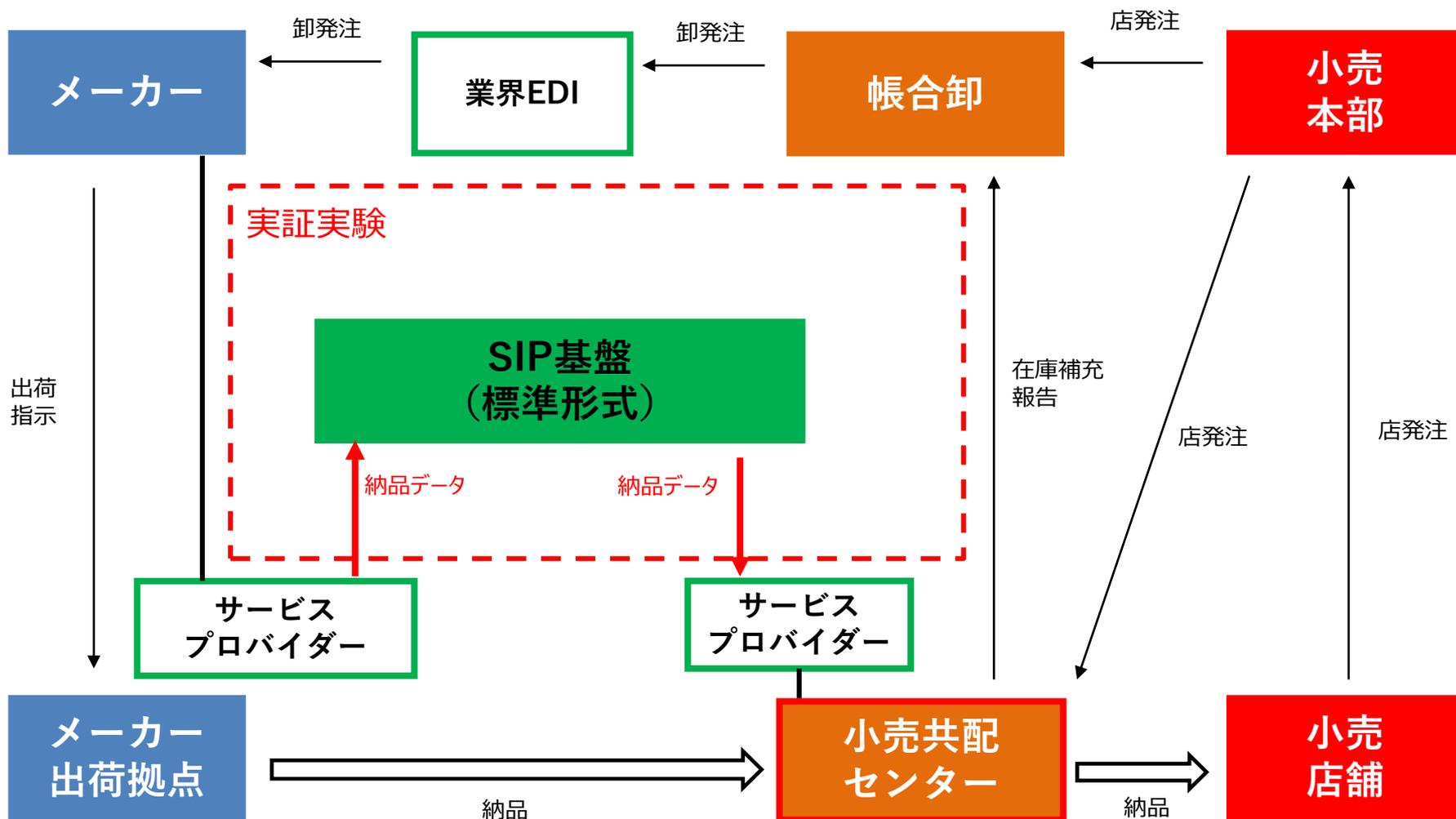
④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒物流オペレーションデータ連携 実証実験 業界EDIを通じた納品データ連携の想定（菓子業界等）



④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒物流オペレーションデータ連携 業界EDI以外のサービスプロバイダーを通じた納品データ連携の想定



④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒物流オペレーションデータ連携 納品データの各フォーマットの整合性確認

- 納品データの広範囲の連携を目指し、各フォーマットの整合性も確認を進めている

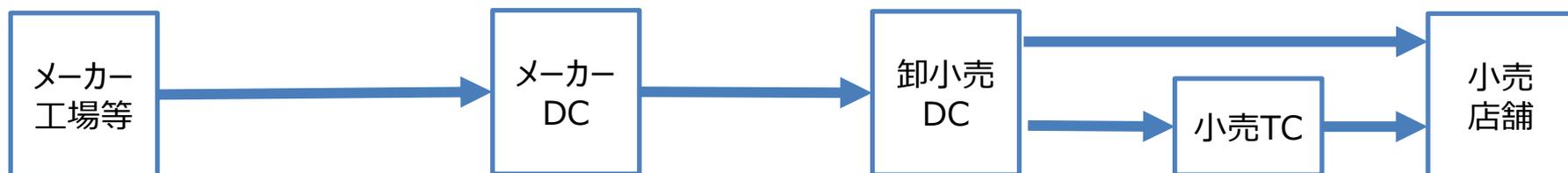
		メッセージ名	内容資料
SIP物流情報標準		事前納品通知情報	https://lisc.g.kuroco-img.app/v=1677650794/files/topics/3079_ext_1_0.pdf
業界EDI	プラネット (日用品)	出荷予定データ (ASN)	https://www.planetvan.co.jp/shiru/vanvan/vol131/want_to_know.html
	ファイネット (酒類・加工食品)	事前出荷情報 (ASN)	http://nsk.c.ooco.jp/edi/sys10.pdf
	eお菓子ねっと (菓子)	在庫予定データ	https://www.eokashi.net/content/files/dl_format/edi_2_ver2.7.pdf
流通BMS		出荷メッセージ 出荷梱包メッセージ	https://www.gs1jp.org/ryutsu-bms/standard/standard01_1.html

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 議論のフォーカス

■ 卸・小売DCにおけるセンター発着車両連携

- 共同輸配送において、卸・小売DCにおけるセンター発着車両の連携は、製・配・販として取り組むべき重要領域。
- 個別取組の事例を共有するとともに、標準的な取組方法を取りまとめることとした。



幹線往復輸送

幹線混載輸送

センター納品
共同配送

センター間
共同輸送

店舗納品
共同配送

センター発着車両連携
(バックホール：引取物流等)

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 卸・小売DCにおけるセンター発着車両連携の取組事例アンケート

■ WG参加メンバーに対して、取組事例の下記内容についてアンケートを実施した

①取組の概要	参加企業、対象拠点（発拠点・センター・着拠点）、センター発着車両連携の概要・業務委託関係など
②取組の経緯	取組に至った背景・理由など
③確認したデータ	新たな配送方式を実施する際に確認したデータの内容（荷量・時間・距離など）
④オペレーションの実際	発拠点・センター・着拠点への配送業務のスケジュールと内容
⑤効果・K P I	実車率・積載率などの改善効果など

■ 実施時期：2023年9月

■ 報告社数：12社（メーカー6社、卸売業5社、小売業1社）

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果 ①取組の概要

■ 卸・小売DCにおけるセンター発着車両連携の取組は、大きく次のようなパターンに整理できた。

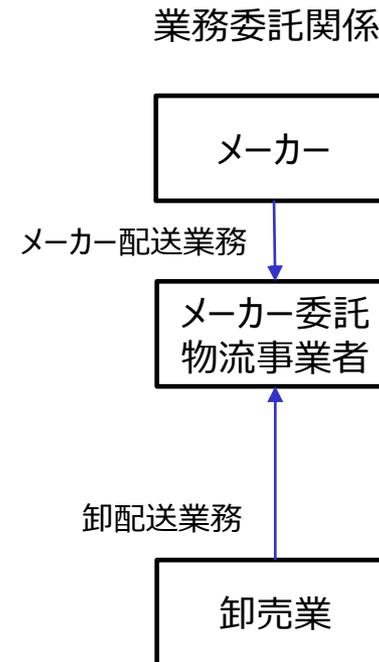
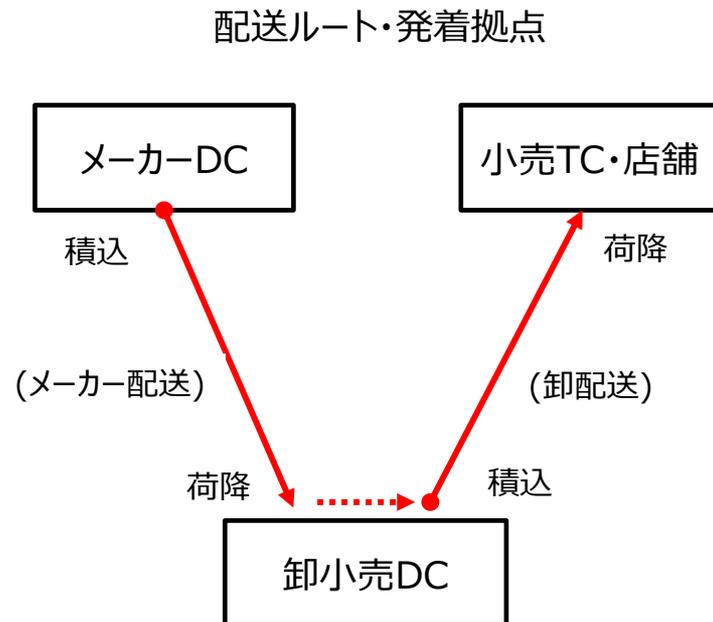
1. センター着車両（メーカー委託物流事業者の手配車両）の復路利用
2. センター発車両（卸売業委託物流事業者の手配車両）の復路利用

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果 ①取組の概要

■ センター着車両（メーカー委託物流事業者の手配車両）の復路利用

- メーカーDCから卸小売DCへの配送・納品の車両の復路を利用して、卸小売DCから小売TC・店舗への配送を行う。
- 卸小売DCから小売TC・店舗への配送業務は、メーカー委託物流事業者に委託する



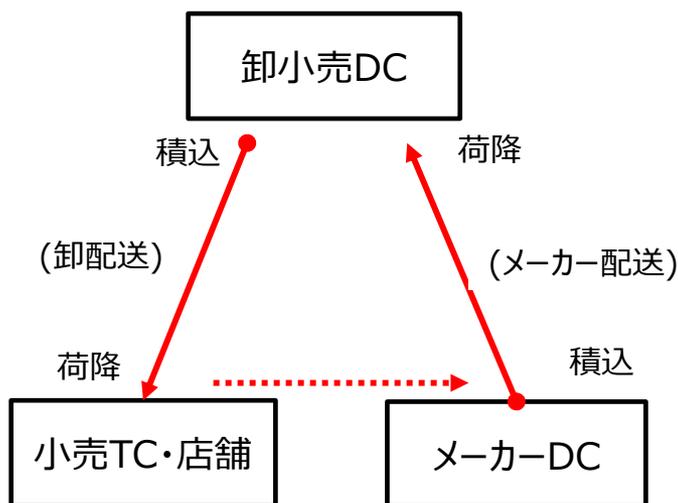
④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果①取組の概要

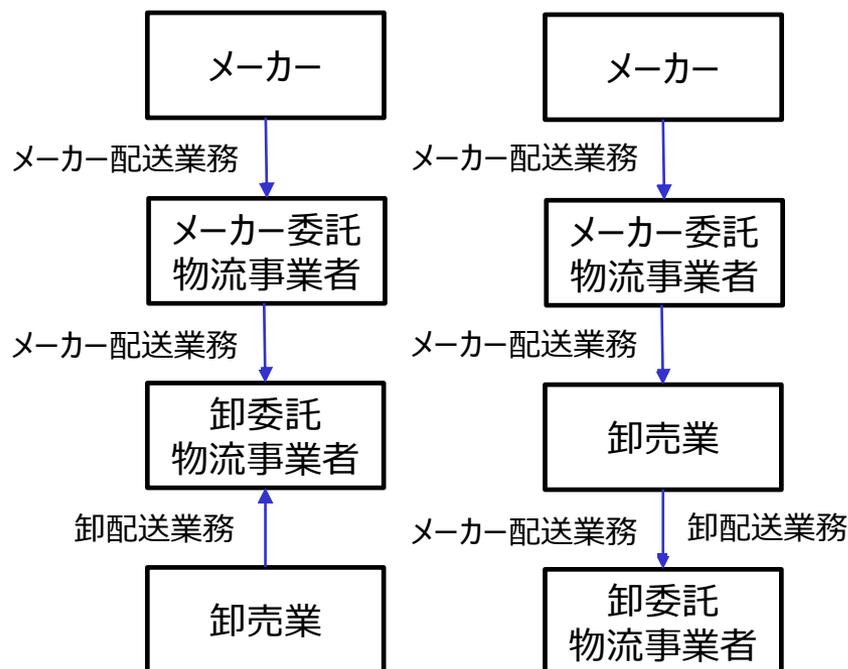
■ センター発車両（卸売業委託物流事業者の手配車両）の復路利用

- 卸小売DCから小売TC・店舗への配送・納品の車両の復路を利用して、メーカーDCから卸小売DCへの配送を行う。
- メーカーDCから卸小売DCへの配送業務は、メーカー委託物流事業者から卸委託物流事業者（または卸売業）に委託する

配送ルート・発着拠点



業務委託関係



④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果②取組の経緯

■ 取組の経緯としては、以下のような問題・背景があげられている。

- 納品完了後に「空車 もしくは 低積載」で発地拠点へ戻る事が多く、帰り荷の確保が課題
- 車両の有効活用、車両の留め置き時間の削減
- 納品車両不足への対応
- トラックドライバーの労働時間の削減
- センター納品における長時間待機、乗務員拘束時間及び待機費用の削減

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有 ⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果 ③確認したデータ

■ 新たな取組を実施する際に確認するデータ・情報は、以下のようなものがあげられた。

1. 配送関連情報

- 荷量：配送数量、台数（過去実績は月別・曜日別に確認）
- 時間：頻度、曜日、リードタイム、発着時間
- 場所：発拠点、着拠点、戻り車庫、ルート・距離
- 費用

2. 荷役作業情報

- 附帯作業の内容

3. 車両・装備情報：

- 車両（仕様）
- 装備（養生材、プラットフォームと荷台とのレベル差調整用プレート）

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果 ④オペレーションの実際

■ オペレーションは事例ごとに様々であるが、午前に往路・午後に復路の方式が一般的。

＜運行スケジュールの一例＞

- 6:00 卸DC 積込
- 7:00 卸DC 出発
- 9:00 小売TC納品
- 11:30 小売TC出発
- 11:45 メーカー倉庫到着
- 13:00 メーカー倉庫出発
- 15:00 卸DC荷降

④データ共有による物流効率化検討WG 進捗共有

⇒共同輸配送データ連携 アンケート結果 ⑤KPI・効果

■ KPI・効果については、検討中の事例もあるが、以下の項目があげられた

- 必要車両台数の削減
- トラック一台当たりの実車距離向上
- 配送費用の低減
- センター納品待機時間の削減